

令和7事業年度

JA前橋市の経営概況

発行 令和 8 年 6 月

前橋市農業協同組合

〒379-2161

群馬県前橋市富田町2400番地1

TEL 027-261-3000

FAX 027-261-2510

目 次

ごあいさつ	… 1
1. 経営理念	… 2
2. 経営方針	… 2
3. 経営管理体制	… 2
4. 事業の概況（令和7事業年度）	… 3
5. 農業振興活動	… 7
6. 地域貢献情報	… 8
7. リスク管理の体制	… 9
（1）リスク管理の基本方針	… 9
（2）リスク管理体制の内容	… 11
（3）監査体制	… 11
8. 法令遵守（コンプライアンス）の体制	… 11
（1）基本方針	… 11
（2）法令遵守の体制	… 11
9. 金融ADR制度への対応	… 12
10. 自己資本の状況	… 12
11. 主な事業の内容	… 13
【経営資料】	
I 決算の状況	
1. 貸借対照表	… 24
2. 損益計算書	… 26
3. 注記表	… 28
4. 剰余金処分計算書	… 53
5. 部門別損益計算書	… 54
6. 財務諸表の正確性等にかかる確認	… 55
7. 会計監査人の監査	… 56
II 損益の状況	
1. 最近5事業年度の主要な経営指標	… 57
2. 利益総括表	… 57
3. 資金運用収支の内訳	… 58
4. 受取・支払利息の増減額	… 58
III 事業の概況	
1. 信用事業	… 59
（1）貯金に関する指標	… 59
①科目別貯金平均残高	… 59
②定期貯金残高	… 59
（2）貸出金等に関する指標	… 59
①科目別貸出金平均残高	… 59
②貸出金の金利条件別内訳残高	… 59
③貸出金の担保別内訳残高	… 60
④債務保証見返額の担保別内訳残高	… 60
⑤貸出金の用途別内訳残高	… 60
⑥貸出金の業種別残高	… 61
⑦主要な農業関係の貸出金残高	… 61
⑧農協法に基づく開示債権の残高および金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全残高	… 62
⑨元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況	… 63
⑩貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	… 63
⑪貸出金償却の額	… 63
（3）内国為替取扱実績	… 63

(4) 有価証券に関する指標	… 64
① 種類別有価証券平均残高	… 64
② 商品有価証券種類別平均残高	… 64
③ 有価証券残存期間別残高	… 64
(5) 有価証券の時価情報等	… 65
① 有価証券の時価情報等	… 65
② 金銭の信託の時価情報等	… 65
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引	… 65
(6) 預かり資産の状況	… 65
① 投資信託残高（ファンドラップ含む）	… 65
② 残高有り投資信託口座数	… 65
2. 共済取扱実績	… 66
(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高	… 66
(2) 医療系共済の共済金額保有高	… 66
(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高	… 66
(4) 年金共済の年金保有高	… 67
(5) 短期共済新契約高	… 67
3. 農業・生活その他事業取扱実績	… 68
(1) 購買事業取扱実績	… 68
① 受託購買品	… 68
② 買取購買品	… 68
(2) 販売事業取扱実績	… 68
① 受託販売品	… 68
② 買取販売品	… 68
(3) 保管事業取扱実績	… 69
(4) 利用事業取扱実績	… 69
(5) 指導事業収支内訳	… 69
IV 経営諸指標	
1. 利益率	… 70
2. 貯貸率・貯証率	… 70
V 自己資本の充実の状況	
1. 自己資本の構成に関する事項	… 71
2. 自己資本の充実度に関する事項	… 73
3. 信用リスクに関する事項	… 79
4. 信用リスク削減手法に関する事項	… 87
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	… 88
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	… 88
7. オペレーショナル・リスクに関する事項	… 89
8. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	… 91
9. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	… 92
10. 金利リスクに関する事項	… 93
【JAの概要】	
1. 組織機構図	… 95
2. 役員一覧	… 96
3. 会計監査人の名称	… 97
4. 組合員数	… 97
5. 組合員組織	… 97
6. 特定信用事業代理業者の状況	… 97
7. 地区一覧	… 98
8. 店舗一覧	… 98
9. 沿革・歩み	… 99

ごあいさつ

皆様におかれましては、平素よりＪＡ前橋市をお引き立ていただきまして誠にありがとうございます。ご理解をより一層深めていただくために、当組合の最近の業績や現在の状況などについて、できるだけわかりやすくご説明することを心がけて作成したものでございます。

令和７年度を振り返りますと、春先の強風や夏場の記録的な猛暑など、天候不順による異常気象に加え、前年に続く米の大幅な価格上昇や、農業生産コストの高止まり、生活資材価格の上昇が私たちの生活や農業経営に大きな影響を及ぼしました。また、中東情勢の不安定による原油価格への影響等今後が見通せない状況が続いています。

令和７年度を振り返りますと、春先の強風や夏場の記録的な猛暑など、天候不順による異常気象に加え、前年に続く米の大幅な価格上昇や、農業生産コストの高止まり、生活資材価格の上昇が私たちの生活や農業経営に大きな影響を及ぼしました。また、中東情勢の不安定による原油価格への影響等今後が見通せない状況が続いています。

ＪＡ前橋市では、昨年２月に発生した強風被害に際して、施設ハウスのビニール破損など深刻な被害に見舞われた生産者の皆様に対し支援を行いました。また、昨夏に相次いだ梨や桃の果実を狙った窃盗被害に対しては、前年に引き続き前橋東警察署や関係団体と連携し、合同防犯パトロールに協力いたしました。８月には、「令和８年度農業振興対策等に関する要望書」を前橋市へ提出し、農業生産コストの高止まりや多発する自然災害、家畜伝染病の発生など複合的な要因から農家経営の継続が危ぶまれる実情を訴えました。

前橋産農畜産物のＰＲとして、ＪＡ前橋市青年部協議会役員と連携して販売を行った農畜産物直売イベント、前橋産ブランド肉の消費拡大運動、市場でのトップセールスの実施など、県内外を問わず積極的なＰＲ活動に努めました。また、契約養豚農家が生産する「まえばし麦豚」が前橋市の赤城の恵ブランドに認証され、給食用食材として市内小中学校等に提供されました。本年も引き続き、各生産者組織との連携を強化し、前橋産農畜産物の消費拡大と生産者支援に一層取り組んでまいります。

令和８年度は、「第９次中期計画」の中間年度であり、計画達成に向けた重要な年度であります。計画の着実な実践を進め、「持続可能な食料・農業基盤の確立」「持続可能な地域・組織・事業基盤の確立」「不断の自己改革の実践を支える経営基盤の強化」に向け取り組んでまいります。令和７年度事業の実績については別記のとおりであります。

結びにあたりＪＡ前橋市の経営理念である「組合員・地域住民の生活の向上を図り活力とゆとりある農業、緑豊かな田園都市を築く」のもと、長期ビジョンである「地域農業と地域利用者に貢献するＪＡ」を目指してまいります。

以上、日頃の組合員皆様のご理解とご協力に感謝し、今後もより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

前橋市農業協同組合
代表理事組合長 矢端 幹男

1. 経営理念

「組合員・地域住民の生活の向上を図り、活力とゆとりある農業、緑豊かな田園都市を築く」

J Aは組合員の共同により所有され、管理され、共通する経済的・社会的・文化的なニーズと願望を充たすために自主的に結びついた自主的な人々の組織です。そして自助、自己責任、民主主義、平等、公正、連帯という価値観によって立ちます。また、J Aは地域により存立している継続的事業体であり、人類と環境の調和を図りながら平和で公平な地域社会づくりに貢献していくこととしています。

「組合員・地域住民の生活の向上」とは、組合員や地域住民の経済が豊かに安定し、伝統と文化を守り、人と人との絆、自然を大切にする、平和で快適な文化生活の実現を図るということです。

「活力とゆとりある農業、緑豊かな田園都市を築く」とは、関東平野の北端に位置し、利根川の水と赤城南麓と榛名東麓の緑という恵まれた環境の中で、ゆとりある生産性の高い近代農業により、消費者ニーズに合致した安全で良質な農畜産物の生産を行い、あわせて地域住民との連帯の輪を広げ、健康で住みよいやすらぎのある緑豊かな田園都市の実現を図るということです。

J A前橋市は、地域に根ざし、地域と一緒に成長する経済的事業体として、組合員・地域住民と共生してゆくために、地域の「農」と「食」を守り、豊かな「暮らし」と「まちづくり」に貢献し続けます。

2. 経営方針

自己改革の一環として、適正な経営資源の投入と効率的な事業運営を行うことにより、営農経済部門の再構築、信用・共済部門の体制の充実を図ります。常態的に赤字の部門においては部門別収支管理を徹底し、収益確保及び費用の削減を喫緊の課題として取り組み、当該赤字の改善を進めてまいります。

J Aが今後も継続して地域の農業を支え、組合員・地域利用者へ質の高いサービスの提供を行うには、J Aの経営基盤の確立・強化が重要となります。しかし、物価高、金利上昇等により農業・J Aを取り巻く環境は大きく変化しており、経営環境の悪化が危惧されるなど、J Aの経営基盤を揺るがしかねない状況です。

上記を踏まえた中で経営基盤の確立・強化、質の高いサービスの提供を目指し、支所・営農施設再編計画に基づき、支所は11支所（再編前17支所・2出張所）となり、営農センターは令和3年度で、管内5か所すべてのセンター化が実現しています。

また、活動・事業による組合員との日常的な接点（つながり）を通じてJ Aに対するニーズの把握、くらしに最適な活動・事業の提供に事業・部門の垣根を越えて取り組み、自己改革の実践を支える持続可能な経営基盤の確立を行います。

今後も組合員・地域利用者が再編効果を実感できるよう引き続き質の高いサービスの提供を通じて、組合員・地域利用者に貢献するJ Aとなるべく取り組んでまいります。

3. 経営管理体制

当J Aは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行なっています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行なっています。

組合の業務執行を行なう理事会には、組合員の各層の意思反映を行なうため、女性部や青年部などから理事、参与の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化をはかっています。

また、農協法の理事構成要件の改正を踏まえ、業務執行体制を見直し、地域農業の担い手や実践的な能力を有する者も登用拡大に向けて取り組みます。

4. 事業の概況

令和7年度は第9次中期計画の初年度として、JA前橋市の長期ビジョンである「地域農業と地域利用者に貢献するJA」を目指し、「持続可能な食料・農業基盤の確立」「持続可能な地域・組織・事業基盤の確立」「不断の自己改革の実践を支える経営基盤の強化」に取り組んでまいりました。事業の効率性を常に意識し、全職員が一丸となって各事業目標達成に向けて事業活動に取り組みました。

当組合の財務状況につきましては、自己責任原則のもと、一層の資産の健全化を進めるために資産自己査定の充実を図りました。また、令和6年度決算結果に基づく剰余金処分をした結果、自己資本比率は18.10%（前年度17.38%）となりました。

収支面においては、信用部門における利回り上昇等による事業収益の増加等に加え、費用面における圧縮効果もあり、事業収益から事業直接費を差し引いた事業総利益は36億96百万円（計画比106.2%）となりました。また、事業管理費においては、職員の退職に備える退職給付引当金の戻入等の影響により事業管理費の合計では31億72百万円（計画比96.5%）となりました。

事業外収益費用、特別利益損失等を加味した結果、税引後の差引純損益は5億17百万円の当期剰余金を計上することができました。主な事業活動と成果については以下のとおりです。

【指導事業】

「プラス1」品目の提案やJA前橋市及び関係機関の支援事業を活用し、野菜重点8品目を中心に16.44haの生産面積の拡大が図れました。また、後継者、担い手育成として「まえばし農業研修受入協議会」では、就農希望者への支援を行い、きゅうりで1名の就農、1名の研修生獲得に繋がりました。

青年部組織活動では、市内ファミリーホーム等への前橋産農畜産物の寄贈や前橋市役所における販売会などを行い、前橋産野菜の消費宣伝活動を実施しました。

女性組織活動では、参加者を一同に募り、ボウリング大会やハイキング、文化展など盛大に開催することができました。

畜産では、高病原性鳥インフルエンザの全国的な多発に加え、JA前橋市管内では豚熱（CSF）が3例発生するという極めて厳しい事態に直面しました。迅速な体制で防疫措置の支援にあたるとともに、家畜伝染病の終息目途が立たない状況の中、行政及び関係機関と連携し、伝染病の侵入防止対策を強化しました。あわせて、豚熱により被害を受けた農家の再建に向けた支援にも全力を挙げて取り組みました。

【販売事業】

国際情勢の緊迫が長引いている影響等により、生産資材のコストは依然として高止まりしており、農業経営は厳しい状況が続いています。

また、気候変動による高温、干ばつなどの影響で農産物に大きな被害が発生し、品質の低下や生産量の減少により経営の継続が危ぶまれる事態です。

このような中、園芸販売事業では生産者所得の向上及び需要拡大を目指し、量販

店を中心としたフェアや消費拡大運動を実施し、前橋産農産物のPR活動を強化いたしました。

また、役職員による市場巡回やトップセールスを実施し、実需者に対して再生産価格を念頭においた販売を強く要望した結果、園芸品目の販売実績は販売取扱高 69 億 76 百万円（計画比 105.5%）で終了いたしました。

農産では、高温の影響があったものの、米麦ともに平年並みの荷受け重量で終了することができました。販売面については、米価の高騰が見られましたが、安定価格を重視した複数年契約に取り組んだ結果、農産販売事業全体で販売取扱高 25 億 62 百万円（計画比 171.1%）となりました。

畜産では、トップセールスの開催や「前橋市ふるさと納税」の返礼品の認定を受けるなど、まえばし産ブランド肉である「上州牛まえばし・まえばし麦豚」及び牛乳の消費宣伝活動並びに販路拡大に取り組みました。肉豚が疾病による繁殖障害や豚熱の影響により出荷頭数が減少し、販売取扱高 19 億 43 百万円（計画比 95.9%）となりました。一方、肉牛は出荷頭数の増加及び枝肉単価高により、販売取扱高 36 億 32 百万円（計画比 106.7%）となりました。これらにより、畜産販売事業全体の販売取扱高は 82 億 99 百万円（計画比 107.5%）となりました。

【利用事業】

育苗に係る労働時間の短縮や労働力の軽減化を支援するとともに、水稻育苗施設においては資材等の早取りを実施し経費削減に努めてまいりました。

また、きゅうり・なす選果場においては、天候不順により出荷量が減少する中、新規利用者の拡大に努めるなど利用率の向上に努めてまいりました。

【生産購買事業】

自己改革の実践として、肥料の1車取りによる大量仕入れや、量販店等の価格調査に基づいた農薬の仕入れ価格交渉を実施し、資材価格の低減化に取り組みました。また、土壌診断結果に基づいた施肥の適正化を図ることで、生産トータルコストの低減化にも取り組みました。その結果、生産購買実績は、供給高 15 億 90 百万円（計画比 102.8%）となりました。

【畜産購買事業】

配合飼料をはじめとする生産コストの高止まりが続く中、飼料会社との協議を重ね価格低減に向けた要請及び対策に取り組みました。

また、畜産農家との対話を通じて要望に沿った素畜の購買を行い、生産基盤の維持に注力しました。しかしながら、豚熱の影響や高齢化等に伴う廃業の影響を受け、供給高は 18 億 81 百万円（計画比 91.1%）となりました。

【生活購買事業】

生活環境の変化に合わせた事業提案として、物置やガレージ等の耐久消費財及び食品・食材の普及に取り組みました。また、組合員の住宅を守るため、シロアリ防除「床下無料診断」を 223 件実施しました。葬祭事業では、葬家に寄り添った葬儀プランの提案に取り組んだものの、施行件数の減少により、供給高は 5 億 37 百万

円（計画比 91.8%）となりました。

また、組合員へのメリット還元策として「JA×YAMADAアプリ」の普及に取り組み 511 件の実績となりました。

農機・自動車では、3 月に営農センター肥料農薬特別セールと合同で展示会を実施し盛大に開催することができました。また、大型農業機械の入替等があり、供給高は 4 億 38 百万円（計画比 105.0%）となりました。

燃料では、以前から続く燃油価格の高止まりによる施設園芸農家等の経営負担の増加を危惧し、令和 7 年度も引き続き支援対策を実施しました。

LP ガスでは、無料点検活動に取り組み「安全・安心・省エネ」を基本とした経年器具の点検及び入れ替えを実施しました。また、JA でんきでは、営農センターや支所担当者と同行して普及に取り組み、303 件の契約実績となりました。

資産相談では、賃貸住宅管理支援やリフォーム事業を実施するとともに、相談業務の充実を図るため、賃貸住宅オーナー及び組合員を対象とした相続相談をはじめとする資産活用全般に関する相談対応について年間を通じて実施しました。また、各支所・営農センターと連携し、土地建物の仲介業務にも積極的に取り組みました。

福祉・介護では、引き続き感染症等の防止対策を講じるとともに、利用者サービスの向上を図るため、介護人材の獲得に向けた学校訪問や新卒者への求人対策に取り組みました。

【信用事業】

金融仲介機能を発揮し、「つながりづくり・つながり強化」に取り組み、「農業金融サービスの強化」を最重点項目に掲げました。営農・畜産部門との連携のもと、農業メイン強化先への全戸訪問を実施し、資金ニーズの把握と相談機能の充実に努めた結果、農業関連融資として 10 億 71 百万円（計画比 133.8%）の新規実行を行いました。

「ライフプランサポートの実践」の取り組みとして、ローンセンターにて業者との連携による利用者への提案活動を実施しました。その結果、住宅ローン 93 億 31 百万円（計画比 222.1%）、小口ローン 12 億 7 百万円（計画比 150.1%）の新規融資を実行し、次世代層との取引拡大を図りました。

貸出金平均残高は、738 億 22 百万円（計画比 104.6%）となり、個人融資の伸長により前年比で 80 億 88 百万円の純増となりました。

貯金平均残高は、定期貯金キャンペーンや地方公共団体等の貯金獲得に注力し、2,414 億 91 百万円（計画比 100.9%）となりましたが、前年比では 40 億 1 百万円の減少となりました。

また、資産形成・資産運用等の提案活動を実施した結果、投資信託販売残高は 12 億 4 百万円となりました。

【共済事業】

「組合員・利用者本位の事業運営」を基本とし、組合員・利用者のくらしを支え、農業と地域社会の持続的発展を支援し続けるため、全契約者への「3Q 活動」による「ひと・いえ・くるま・プラス農業の総合保障」の提供に役職員が一体となって取り組みました。

その結果、長期共済の新規契約保障金額は 234 億 23 百万円、期末保有契約高は 4,364 億 26 百万円、自動車共済契約件数は 31,652 件となりました。

更に支払共済金につきましては、長期共済事故・満期・年金・自動車・自賠責等を合わせた合計が 13,636 件、支払総額は 109 億 32 百万円となりました。

以上が協同活動を実践した結果です。

組合員皆様のご協力に感謝申し上げ、令和 7 年度の事業概況報告とさせていただきます。

5. 農業振興活動

- ・農産物の栽培履歴の記帳と残留農薬自主検査の推進
- ・トレーサビリティシステムの活用による生産履歴記帳運動の実施
- ・環境保全の一環として産業廃棄物（廃ビ・廃農薬等）に対する適正処理の取り組み
- ・安全・安心な農畜産物づくりに対する消費者との懇談会開催
- ・安全・安心に関するリスク管理対策の整備
- ・農薬の使用基準の遵守（ポジティブリスト制度の導入）並びに農薬散布時のドリフト（飛散）防止指導
- ・担当職員に対する農薬適正取扱研修の実施
- ・管内農畜産物生産者と地域消費者との交流の場として、「前橋市農業まつり」を開催し、食の安全・安心、地産地消、食農教育など農業に対する理解の浸透
- ・JA前橋市産直部会を核とした産直ゆうあい館での地場産農畜産物の販売や地場産農産物を使った加工品の製造・販売を実施
- ・地域の幼稚園児、小学校生を対象に野菜やお米を育て、稲作文化や農業、食料の大切さを学ぶなど農や食に関心を持ってもらうための普及活動を実施
- ・農業基礎講座を中部農業事務所と共催にて開講し新規就農者・経年数の浅い生産者への技術支援
- ・新規就農者・野菜生産拡大支援事業枠の拡大及び野菜重点8品目生産規模拡大・新規導入支援事業の実施、16.44haの生産拡大
- ・地元農畜産物を素材とした「まえばし麦豚カレー」の販売（前橋市の推奨品目である「赤城の恵」の認証を獲得）
- ・専門職員立会いによる素畜購買により、農家の希望に沿った供給への取り組み

6. 地域貢献情報

1 地域貢献の全般に関する事項

当組合は組合員の共同により所有され、管理され、共通する経済的・社会的・文化的なニーズと願望を充たすために自主的に結びついた自主的な人々の組織です。
そして、自助、自己責任、民主主義、平等、公正、連帯という価値観によって立ちます。
また、J Aは地域により存立している継続的事業体であり、人類と環境の調和を図りながら平和で公平な地域社会づくりに貢献していくことを基本としています。

2 地域からの資金調達の状況

(1) 貯金残高	2 4 6, 2 4 1 百万円
・当座性貯金	1 2 9, 4 5 6 百万円
・定期性貯金	1 1 6, 7 8 4 百万円
(うち定期積金残高)	8 3 6 百万円)

3 地域への資金供給の状況

(1) 貸出金残高	7 8, 3 6 9 百万円
・組合員等	6 0, 3 1 9 百万円
・地方公共団体等	1 3, 5 1 5 百万円
・その他	4, 5 3 4 百万円
(2) 制度融資取扱状況	9 4 4 百万円

4 文化的・社会的貢献に関する事項

- ☐ 農業まっつりの開催
- ☐ 文化展の開催
- ☐ 1 支所 1 地域協同活動の実践
- ☐ 女性大学
- ☐ 食農教育応援事業の展開
 - ・ちゃぐりんフェスタの開催
- ☐ 各種相談活動
 - ・弁護士、税理士による法務、税務相談
 - ・年金相談会の実施
 - ・住宅ローン相談会の実施
- ☐ 介護ステーションの設置による高齢者福祉活動への取り組み
- ☐ 農畜産物直売所における安全・安心・新鮮な農産物の提供
- ☐ 年金友の会
- ☐ 広報誌「あぐりー・とーく」の発行
- ☐ ホームページによる事業案内
- ☐ 地域の小中学生を対象に（田植え・稲刈り教室など）食農教育の実施
- ☐ 日本赤十字社の献血への参加
- ☐ 男女共同参画運動への取り組み
- ☐ 消防団協力事業所に認定
- ☐ 宮中行事である新嘗祭に供えられる献穀粟の栽培並びに献上
- ☐ 伊勢神宮式年遷宮 遷宮祭使用御料生糸（小石丸）の生産

5 地域密着型金融への取り組み

- ☐ J Aバンク食農教育応援事業
 - ・小学校高学年向け食農教材の配布
- ☐ 農業法人等に対し農業金融施策のP Rの実施

6 事業継続計画（BCP）について

災害が発生した場合においても、人命保護を最優先に行動し、被害を最小限に抑えつつ、中央会・連合会・行政・その他様々な関係者と協力し、継続すべき業務を可能な限り継続及び早期での復旧を行うことで社会的責任を果たすことを可能にするため、以下のことを事業継続における基本方針として定めています。

1. 事業継続における基本方針

< 1 > 人命保護を最優先し、被害を最小化するよう努めます

当組合は、災害時において組合員、地域住民、役職員の安全を最優先に行動し、災害による二次的な被害が拡大しないよう、最大限の努力を行います。

< 2 > 日ごろからの備蓄の確保や訓練を徹底し、事前の備えに努めます

当組合は、災害時に必要な設備、物資を備え、役職員が適切に行動するために権限を明確にし、組合の定める事業継続計画に則って行動できるよう訓練や周知を徹底します。

< 3 > 災害時に重要な業務を継続し、社会的責任を果たすよう努めます

当組合は、災害時における社会的責任を果たすため、多様な利害関係者と連携し、災害時にも継続すべき業務を遂行するよう事業継続計画を定めます。

7. リスク管理の体制

(1) リスク管理の基本方針

[基本的な考え方]

この方針は、当組合の業務運営にかかるリスク管理について、基本的な考え方、管理を要するリスクの特定、リスク管理の体制について定めるものであり、当組合の経営において、健全性維持や安定的な収益確保のために適切なリスク管理を行うことは、最重要課題のひとつであり、役員はこの方針の趣旨および考え方に従いリスク管理を行っています。

①リスクの定義

当組合におけるリスクとは、『経営に負の影響（何らかの損失）を与える事象が発生する可能性や、発生した場合の影響度』をいいます。当組合は、組合員への貢献を目的に、安定的な収益を確保するため不確実性を内包した信用・共済・経済事業など、様々な業務を行う必要があり、リスクを管理することは当組合にとっての本来業務であります。

②リスク特性等

当組合は、信用、共済、経済事業を一体で担う総合事業を営む金融機関としての性格を有しており、金融機関としてのリスクのほか、経済事業に伴う投資・在庫リスク等を抱えています。なお、経済事業等の事業リスク等については、リスク量の計測手法等が確立されておらず、その妥当性の検証が困難であることから、事業リスクについてはリスク量の計測手法とはせず、事業計画の進捗管理を通じたPDCAサイクルの実践の中でリスク管理を行うこととします。

③リスク管理の目的

当組合においてリスクが顕在化し、その影響度合いが許容水準に照らして過大な場合には、経営が不安定となり、農業振興と地域社会に貢献するという使命・役割を果たすことが困難な状態となります。当組合の経営にとって最も重要な課題は、こうした事態に陥らないよう健全性を維持し、安定的な収益を確保するためにリスクを適切に管理していくことであり、当組合におけるリスク管理とは、『経営方針や事業計画の達成に向けて行う業務から生ずるリスクを、当組合として許容できるレベルまで調整し、そのために必要な施策を行うこと』であります。

[JAの対応すべきリスク]

①信用リスク

信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。

②市場関連リスク

金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産の価値が変動し損失を被る市場リスクと、それに付随する信用リスク等の関連リスクを含み「市場関連リスク」といいます。市場リスクは、金利リスク、価格変動リスク、為替リスクに分類されます。

③流動性リスク

財務内容の悪化等により必要資金の確保が困難になり、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされるリスク（資金繰りリスク）、ならびに市場の混乱等により市場において取引が困難になり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）をいいます。

④オペレーショナル・リスク

役職員が関係法令・定款・業務方法書・事務規程・要領等に定められたとおりの事務処理を行うことを怠ること、あるいは事故・不正等を起こすことにより、当組合が損失を被るリスクをいいます。

⑤事業リスク

当初設定した事業計画の達成が困難で、各事業部門の利益目標が達成されない場合に損失を被るリスクをいいます。

⑥システムリスク

コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクをいいます。

〔 業務の適正を確保するための体制 〕

当組合では、法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保により、組合員・利用者の皆様に安心して組合をご利用いただくために、内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めています。

内部統制システム基本方針

I. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- ②重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- ③内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④「マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マネー・ローンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理態勢を整備・確立する。
- ⑤組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度(ヘルプライン)を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
- ⑦業務上知り得た当組合及び関連会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

II. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ②個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存・管理する。
- ③サイバーセキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対策を実施する。

III. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ②理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

IV. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ②中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

V. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ①監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ②監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

VI. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ①会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ②適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- ④財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

(2) リスク管理体制の内容

(審査体制)

融資審査体制としては、支所での融資受付後、支所長等の審査、本所での融資内容担保評価の審査、また、融資現業部署から独立した、リスク管理室を設置し、貸出金、担保、保証等の審査を充実させ、万全な審査を実施しています。

(債権管理体制)

当組合の債権管理は、支所・各事業所・本所が連携を取りながら進めています。特別な対処が必要な案件は、本所・支所農家経営特別指導班を設け、要領に基づき案件毎の対策を講じ債権の保全・回収に努めています。

(A L M体制)

理事会等のもとに、金利リスク、流動性リスク、その他のリスクを管理・評価し理事会へ報告・提案するA L M委員会を設置します。A L M委員会の構成、協議事項、運営手続等は別に定める設置要領によります。

(マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策のための態勢整備)

当組合は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与への対策を経営上の重要な課題として位置づけ、適用される関係法令等を遵守し、時々変化する国際情勢及び直面するリスク等に対して機動的かつ実効的な対応を実施していくための管理態勢を主体的に構築し整備します。

(3) 監査体制

自己責任原則の原則にたった運営が求められているなか、J A経営の健全性確保のため、監事による監査のほか、監査室による年間監査計画に基づいた内部監査を実施し、経営の充実・強化を図っています。

8. 法令遵守（コンプライアンス）の体制

(1) 基本方針

コンプライアンス基本方針は、当組合の社会的責任や公共的使命を認識し、自己責任原則のもと健全性・透明性の高い経営を行っていくために制定した「倫理憲章」に基づき、コンプライアンス態勢の確立を図ることを目的として制定しています。この基本方針は、コンプライアンスに対する基本的考え方、体制の整備、対象となる法令や社会的規範、監督規制さらに、違法行為を発見した場合の対処方法などを定めています。コンプライアンス態勢確立のため、役職員一人ひとりが不断の努力を行うとともに、法令等を遵守し健全で透明性の高い組織風土を醸成し、社会的責任や公共的使命を果たしていきます。

(2) 法令遵守の体制

○理事の役割

- ① 理事、特に常勤理事は、総代会等の決議事項を受けて、日常業務を通じて忠実に業務執行することを職務としており、経営責任を問われる立場にあります。
- ② したがって、社会的規範や法令等の趣旨に照らして、自らの行為を律することは無論のこと、組合全体のコンプライアンスを統括していくことが重要な責務となります。
- ③ 理事は、理事会を構成しその果たすべき義務として、理事会における組合の業務執行を決し、業務執行理事を監督しなければなりません。

○監事の役割

- ① 監事は、理事の行動を監督・監査していくことを職務としており、主として監督責任が問われる立場にあります。
- ② したがって、自らの行為を律することは無論のこと、日常業務を通じて問題行為等の発生を未然に防止することが重要な責務となります。

○コンプライアンス委員会の設置

コンプライアンス態勢の確立に向けた諸施策や経営に影響するような重要な問題行為など、コンプライアンスを推進・チェックする機関として、「コンプライアンス委員会」を設置しています。

○コンプライアンス統括部署及びコンプライアンス・オフィサーの設置

コンプライアンス・プログラムの策定（見直しを含む。）および研修計画等の企画・進捗管理、事故発生への対応・未然防止策の検討、その他訴訟案件やコンプライアンス・プログラムを効果的に実践するため、コンプライアンスに関する問題を一元的に管理・統括する部署を設置するとともに、コンプライアンス・オフィサー（統括管理者）を置いています。

○コンプライアンス担当者の設置

日常業務における法令等の遵守状況のチェック、研修・啓発活動の実施、行動規範等への職員の理解度のチェック、コンプライアンスに関する職員からの相談等の対応、問題事例等の統括部署への報告等の役割を担う担当者を設置しています。

○内部監査との連携

違法行為等を発生させないためには、内部監査による検証が欠かせないことから、コンプライアンス統括部署と内部監査担当部署との連携を図ることとしています。

○外部機関との連携

コンプライアンスに対する指導や法律上の相談等の対応をするため、顧問弁護士など外部機関等と連携を図ることとします。

9. 金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情受付窓口・時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

本所金融部	027-261-7529	西部支所	027-251-2487
本所共済部	027-261-3019	北部支所	027-288-2233
中央支所	027-261-0219	大胡支所	027-283-2027
前橋支所	027-223-7411	宮城支所・粕川支所	027-283-2501
南部支所	027-265-0956	粕川スマート支所	027-285-3111
南橋支所	027-231-2686	JAビル支所	027-220-2150
桂萱支所	027-231-2285		

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

群馬弁護士会紛争解決センター（電話：027-234-9321）

東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）

①の窓口又はJAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所（電話：03-6837-1359））にお申し出下さい。

なお、群馬弁護士会に直接、紛争解決をお申立ていただくことも可能です。

・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<http://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問い合わせください。

10. 自己資本の状況

当組合では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和7年度末における自己資本比率は、18.10%となりました。

11. 主な事業の内容

□ 信用事業

信用事業は、貯金、融資、為替などの金融サービスの提供を行っています。

信用事業における一層の「便利」と「安心」をお届けするため、J A・農林中金が連携し、グループ全体のネットワークと総合力を生かし、「J Aバンク」というひとつの金融機関として大きな力を発揮しています。

● 貯金業務

組合員はもちろん地域住民のみなさまからの貯金をお預かりしています。

普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただけます。

みなさまにご利用いただける主な貯金取引は次のとおりです。

貯金商品（主なもの）

（令和8年4月1日現在）

種 類	内 容 ・ 特 徴	期 間	預入金額・単位等
総 合 口 座	①普通貯金に定期貯金をセットすることで、自動融資機能を持たせた大変便利な貯金口座です。 ②「受け取る・支払う・貯める・借りる」という機能を備えている個人のお客様専用の商品です。 ③期日指定定期貯金、スーパー定期、大口定期貯金、変動金利定期貯金がセットでき、残高の90%、最高300万円までの自動融資が受けられます。（セットする定期貯金は、自動継続に限られます。）	出し入れ自由	ご融資利率は、セットされた定期貯金の利率プラス0.5%です。
普 通 貯 金	年金・給与などの自動受け取り、公共料金や税金などの自動支払いに便利です。また、キャッシュカードをご利用になると、一層便利です。	出し入れ自由	お預け入れは、1円以上1円単位です。
決 済 用 貯 金 （普通貯金・総合口座無利息型決済用）	①要求払いであること、②決済サービスを提供できること、③無利息であることの3条件を満たした貯金で、貯金保険制度により全額保護されます。	出し入れ自由	お預け入れは、1円以上1円単位です。 無利息です。
貯 蓄 貯 金	普通貯金と同じように出し入れできるうえ、預入残高に応じて利率が設定されます。 ただし、年金等の自動受け取り、公共料金等の自動支払いにはご利用いただけません。	出し入れ自由	お預け入れは、1円以上1円単位です。
当 座 貯 金	小切手や手形または払戻請求書によりお支払いできますので、ご商売をなさる方に便利です。 なお、2025年4月1日より新規口座開設の取扱いは停止しております。	出し入れ自由	お預け入れは、1円以上1円単位です。 無利息です。
納 税 準 備 貯 金	租税納付にご利用いただく貯金です。 利息に所得税はかかりませんが、租税納付以外の目的で払い戻した場合には、課税されます。利率は、租税納付以外の目的で払い戻された場合には、普通貯金利率により計算されます。	入金は自由ですが、出金は原則として租税納付目的に限られます。	お預け入れは、1円以上1円単位です。
通 知 貯 金	ごく短期間の資金運用に便利です。 なお、お引き出しは2日前までにご連絡いただきます。	7日間以上の据置	お預け入れは、5万円以上1円単位です。
期日指定定期貯金	①利息は1年複利で計算されますので有利です。 ②1年間の据置期間後はいつでもお引き出しいただけます。 ③個人のお客様専用の商品です。	最長3年 （据置期間は1年）	お預け入れは、1円以上300万円未満で、1円単位です。

種 類	内 容 ・ 特 徴	期 間	預入金額・単位等
ス ー パ ー 定 期	①期間は1か月から最長10年まで、お客様の資金用途に応じて安全・有利に運用できます。 ②3年～10年ものは、有利な半年複利（個人のお客様専用）も選択できます。	○定型方式 1か月、2か月、3か月、 6か月、1年、2年、3年、 4年、5年、7年、10年 ○満期期日指定方式 1か月超10年未満	お預け入れは、1円以上1円単位です。 利率は、300万円以上と300万円未満で分かれています。
大 口 定 期 貯 金	1,000万円以上の大口資金の運用に有利で、安全・確実な商品です。	○定型方式 1か月、2か月、3か月、 6か月、1年、2年、3年、 4年、5年、7年、10年 ○満期期日指定方式 1か月超10年未満	お預け入れは、1,000万円以上1円単位です。
変 動 金 利 定 期 貯 金	①お預け入れ日の半年ごとに利率の見直しを行います。 ②有利な半年複利（個人のお客様専用）も選択できます。	1年、2年、3年	お預け入れは、1円以上1円単位です。
積 立 式 定 期 貯 金	いつでも窓口、ATMからお預けいただける積立式の定期貯金です。 ①エンドレス型 ②満期型	①エンドレス型 制限はありません。 ②満期型 6か月以上10年以下で満期日を指定	①エンドレス型 1円以上1円単位です。 ②満期日指定型 1円以上1円単位です。
定 期 積 金	ご計画に合わせて毎月積み立てていく積金で、指定口座からの自動振替が便利です。 ①目標式 目標に合わせた積立額・期間を決定 ②定額式 毎月一定額をお積み立て	6か月以上、10年以内	お預け入れは、1,000円以上1円単位です。
財 形 貯 金	○お勤めの方の財産形成貯金で、給料やボーナスからの天引きにより有利にお積み立てできます。 「財形住宅貯金」と「財形年金貯金」は合わせて元本550万円までのお利息が非課税扱いとなります。		
	財 形 住 宅 貯 金	住宅の取得や増改築などを目的とした積立で、非課税が適用される大変有利な貯金です。契約時に55歳未満であることが条件です。	○積立5年以上 お預け入れは、1円以上です。
	財 形 年 金 貯 金	在職中に退職後のために積み立てし、60歳以降に年金方式（3か月ごと）でお受け取りできます。退職後も非課税が適用される大変有利な貯金です。契約時に55歳未満であることが条件です。	○積立5年以上 ○据置6か月～5年 ○受取5年～20年 お預け入れは、1円以上です。
	一 般 財 形 貯 金	貯蓄目的や積立額ともご自由で、お預け入れ後1年が経過すれば、いつでもお引き出しできます。	○積立3年以上 お預け入れは、1円以上です。

※取扱商品のそれぞれの適用利率につきましては、店頭に表示しています。

貯金保険制度のご案内

貯金保険制度とは、金融機関が万が一経営破綻に陥った場合、「貯金保険機構」が貯金者に対して一定限度の払戻しを保証し信用秩序を維持する制度です。

貯 金 等 の 保 護 の 内 容

貯 金 等 の 種 類			保 護 さ れ る 貯 金 等 の 額
貯金保険の対象となる貯金等	決済用貯金（注１）	当座貯金 無利息普通貯金等	全 額 保 護
	一 般 貯 金 等	有利息型普通貯金・定期貯金・通知貯金・貯蓄貯金・定期積金・農林債券（保護預り専用商品）等（注２）	合算して元本1,000万円までとその利息等（注３）を保護 （1,000万円を超える部分は、破綻農水産業協同組合の財産の状況に応じて支払われます（一部カットされることがあります））
対象外の貯金等	外貨貯金、譲渡性貯金、農林債（募集債等）等		保 護 対 象 外 （破綻農水産業協同組合の財産の状況に応じて支払われます（一部カットされることがあります））

（注１）「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という３要件を満たすものです。

（注２）このほか、納税準備貯金、貯金保険の対象貯金を用いた積立・財形貯蓄商品等が該当します。

（注３）定期積金の給付補てん金も利息と同様保護されます。

● 融資業務

組合員や地域住民の皆様の暮らしを支える生活資金をはじめ、地域の基幹産業である農業や、多様な事業活動に必要な資金のご融資をしています。

また、地方公共団体、農業関連産業などへもご融資し、地域経済の向上・発展に貢献しています。

さらに、日本政策金融公庫（農林水産事業）の融資の申し込みのお取次ぎもしています。

一般資金等ご融資（主なもの）

（令和８年４月１日現在）

	ご利用いただける先	お使いみち	ご融資期間	ご返済方法	担保・保証	利 率
一般資金	地区内にお住まいの個人や、事業所をお持ちで事業を営まれている一般企業等の皆さま方となります。	さまざまな資金にご利用いただけます。（一定の審査をいたします。）	短期資金から長期資金まで、お使いみちに応じてご利用いただけます。	一括返済と分割返済の２種類があります。また、長期資金は、必要に応じ据置期間を設けています。	ご相談のうえ決めさせていただきます。また、必要に応じ、群馬県農業信用基金協会の保証もご利用いただけます。	お使いみちやご融資期間に応じ、ご相談のうえ決めさせていただきます。
制度資金	農業近代化資金などをお取り扱いしております。					

※このほかにも、各種の資金をご用意しておりますので、詳しくは窓口へお尋ねください。

ローン商品（主なもの）

（令和8年4月1日現在）

	ご利用いただける先	お使いみち	ご融資額	ご融資期間	ご返済方法	保 証	利 率
住 宅 ローン	18歳以上66歳未満で、最終返済時の年齢が80歳未満のJ A組合員の方となります。	住宅の新築・購入（中古含む）・増改築・改装・補修、宅地の購入、住宅ローンの借換（借換対象住宅にかかる既往リフォーム資金の借換も含む）などにご利用いただけます。	10万円以上20,000万円以内（1万円単位）	3年以上50年以内（40年超は、新築住宅の建築・購入に限る。借換の場合、借換対象ローンの残存期間内）	元金均等または元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用返済 ③年2回返済（専業農業者の方のみ）	群馬県農業信用基金協会または協同住宅ローン（株）	①固定変動選択 ②変動金利 ③固定金利
教 育 ローン （カード型は除く）	18歳以上、最終返済時の年齢が80歳未満で、教育施設に就学予定又は就学中の子弟を持つJ A組合員の方となります。	入学金・授業料・家賃などの就学に必要な一切の資金、他金融機関から借入中の教育資金の借換にご利用いただけます。	10万円以上1,000万円以内（1万円単位）	据置期間含め6か月以上15年以内（借換の場合、借換対象の残存期間内）	元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済 ③年2回返済（専業農業者の方のみ）	群馬県農業信用基金協会	①変動金利 ②固定金利
	18歳以上65歳未満で、最終返済時の年齢が80歳未満の教育施設に就学予定又は就学中の子弟を持つ方、教育施設に就学予定または就学中の方となります。			据置期間含め6か月以上15年以内	元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済	三菱UFJニコス（株）	
多目的 ローン	18歳以上で、最終返済時の年齢が71歳未満のJ A組合員の方となります。	負債整理資金等を除く資金使途が確認できる生活に必要な一切の資金にご利用いただけます。	10万円以上500万円以内（1万円単位）	6か月以上10年以内	元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済 ③年2回返済（専業農業者の方のみ）	群馬県農業信用基金協会	①変動金利 ②固定金利
	18歳以上75歳未満で、最終返済時の年齢が80歳未満の方となります。		10万円以上1,000万円以内（1万円単位）		元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済	三菱UFJニコス（株）	
マイカー ローン	18歳以上75歳未満で、最終返済時の年齢が80歳未満のJ A組合員の方となります。	お車、バイクのご購入、点検・車検費用、他金融機関等から借入中の自動車資金の借換にご利用いただけます。	10万円以上1,000万円以内（1万円単位） ※貸付時年齢71歳以上は、200万円が上限 ※新規就労者は、300万円が上限	据置期間含め6か月以上15年以内（借換の場合、借換対象の残存期間内）	元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済 ③年2回返済（専業農業者の方のみ）	群馬県農業信用基金協会	①変動金利 ②固定金利
	18歳以上75歳未満で、最終返済時の年齢が80歳未満の方となります。			据置期間含め6か月以上15年以内	元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済	三菱UFJニコス（株）	
クローバ ローン	20歳以上で、最終返済時の年齢が70歳未満のJ A正組合員の方となります。	生活資金にご利用いただけます。（ただし負債整理資金、共済未払金、経済未払金の返済は除きます。）	10万円以上300万円以内（1万円単位）	1か月以上5年以内	元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用返済 ③年2回返済（専業農業者の方のみ）	群馬県農業信用基金協会	①変動金利 ②固定金利
カ ー ド ローン （約定返済型）	20歳以上65歳未満のJ A組合員の方となります。（契約金額が50万円以内の場合は70歳未満の方。）	生活に必要な一切の資金にご利用いただけます。	10万円以上300万円以内（10万円単位）	1年（自動更新） ※65歳の誕生日以降（契約金額50万円以内の場合は70歳の誕生日以降）の契約更新は行わない	①毎月返済 ②任意返済	群馬県農業信用基金協会	変動金利
	20歳以上70歳未満の方となります。		10万円以上500万円以内（10万円単位）	1年（自動更新） ※70歳の誕生日以降の契約更新は行わない		三菱UFJニコス（株）	

※ 1. 適用金利等詳しくは、窓口にお尋ね下さい。

2. お申し込みいただく際に、身分証明や所得証明などの書類が必要となります。また、当組合で審査したのち、それぞれご希望保証会社等がさらに審査いたします。

3. 住宅ローンでは、建物および敷地に（根）抵当権を設定させていただきます。

また、建物には火災共済（保険）を付けていただき、これに質権を設定させていただく場合があります。

公庫等の受託資金（主なもの）

（令和８年４月１日現在）

金融機関名	資金名
日本政策金融公庫 （農林水産事業）	農業経営基盤強化資金、青年等就農資金、経営体育成強化資金、農業改良資金、農業基盤整備資金、農林漁業セーフティネット資金、振興山村・過疎地域経営改善資金、農林漁業施設資金

※詳しくは窓口にお尋ねください。

● 為替業務

全国のＪＡ・信連・農林中金はじめ、ゆうちょ銀行を含む全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当組合の窓口をとおして全国のどこの金融機関へでも振込や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしています。

● 国債窓口販売

個人向け国債（３年固定利付債、５年固定利付債、１０年変動利付債）、新窓販国債（２、５、１０年利付国債）の窓口販売の取扱いをしています。

● 投資信託窓口販売

投資信託の窓口販売の取扱いをしています。

● サービス・その他

全国のＪＡのＡＴＭや他金融機関等との提携によるＡＴＭ入出金や年金等の受取、各種料金の自動支払い、などのサービスに努めています。

また、偽造キャッシュカードによる被害防止対策として、全ＪＡにおいてＩＣキャッシュカードを取扱いしております。

サービス・その他商品（主なもの）

（令和８年４月１日現在）

項目	サービス内容
ＪＡキャッシュサービス ※	ＪＡバンクのキャッシュカードをお持ちのお客さまは、ＪＡバンクのＡＴＭによるご入金、ご出金、残高照会サービスを終日無料でご利用いただけます。また、三菱ＵＦＪ銀行ＡＴＭ、セブン銀行ＡＴＭ、イーネットＡＴＭ、ローソン銀行ＡＴＭ、ＪＦマリンバンクＡＴＭによるご出金・残高照会のサービスもご利用が可能です。
ＩＣキャッシュカード	従来の磁気ストライプのキャッシュカードにＩＣチップを搭載した併用型キャッシュカードです。偽造や不正な読み取りが困難なＩＣチップを搭載することにより、安全性を強化しました。
ＪＡカード	ＪＡ独自の多彩な特典を備えた「ＪＡならではの」クレジットカードで、ＩＣチップを搭載したＪＡカードは、お客さまに安全をお届けいたします。 また、ＩＣキャッシュカードと一緒にあった一体型カードもございます。
ＪＡネットバンク	窓口やＡＴＭに行かなくても、お手持ちのインターネットに接続されているパソコン、または、スマートフォンから、残高照会や振込・振替などの各種サービスをご利用いただけます。
給与受取サービス	ＪＡバンクで給与をお受取りいただくと、全国どこでもお引出しができて便利です。全国に約５,８００店舗（※）あり、平日日中に無料で利用できるＪＡバンクＡＴＭが約１０,２００台（※）あります。 （※）店舗数は２０２５年３月３１日現在、ＡＴＭ台数は２０２５年３月３１日現在 ＪＡバンク調べ
年金受取サービス	国民年金・厚生年金など各種年金が自動的にお客さまの指定口座に振込まれ、ＪＡバンクなら全国どこでもお引出しが便利です。
自動支払サービス	毎月かかる公共料金（電気・ガス・水道・電話・ＮＨＫ受信料）や家賃などは、口座から自動的に、お支払いいただけます。

※ 稼働時間はＡＴＭにより異なります。また、ＡＴＭ稼働時間であってもＪＡバンクのキャッシュカードによるお取引ができない場合がございます。詳しくはお近くのＪＡまたは、ご利用ＡＴＭの掲示等でご確認ください。

● 主な手数料一覧

本表は、各種の商品・サービスにかかる手数料（消費税10%相当額を含む）を掲載しています。

（１）ＡＴＭ利用手数料（１件につき）

※ＪＡバンクのＡＴＭを利用する場合

（令和８年４月１日現在）

利用カード		全国ＪＡ発行の キャッシュカード		提携金融機関の キャッシュカード （三菱ＵＦＪ銀行を除く）	三菱ＵＦＪ銀行の キャッシュカード	クレジットカード （自動キャッシング）
利用時間		出 金	入 金	出 金	出 金	出 金
平 日	8:45～18:00	無料	無料	110 円	無 料	無 料
	18:00～21:00			220 円	110 円	110 円
土曜日	9:00～14:00			220 円	110 円	無 料
	14:00～21:00			220 円	110 円	110 円
日曜日 祝 日	9:00～21:00			220 円	110 円	110 円

※コンビニ３社ＡＴＭ（＊１）を利用する場合の入金・出金手数料

平 日	～ 8:44	220 円
	8:45～18:00	110 円
	18:01～	220 円
土曜日	～ 8:59	220 円
	9:00～14:00	110 円
	14:01～	220 円
日曜日 祝 日	0:10～23:50	220 円

（＊１）コンビニ３社ＡＴＭ：セブン銀行、ローソン銀行、イーネット

（２）為替関係手数料（１件につき）

（令和８年４月１日現在）

区 分	取 扱 内 容	金 額	窓口利用	ＡＴＭ利用	ネットバンク
振込手数料	系統宛	同 一 店 内	3 万円未満	110 円	無料
			3 万円以上	330 円	無料
		県 内 Ｊ Ａ	3 万円未満	220 円	110 円
			3 万円以上	440 円	220 円
	県外系統宛	3 万円未満	220 円	110 円	110 円
		3 万円以上	440 円	330 円	220 円
	他行宛	電 信 扱 い	3 万円未満	550 円	440 円
			3 万円以上	770 円	660 円
		文 書 扱 い	3 万円未満	440 円	—
			3 万円以上	660 円	—

区 分	取扱内容	手数料
送金手数料	県内系統宛	440 円
	県外系統宛	440 円
	他 行 宛	660 円
代金取立手数料	電子交換取立	440 円
	個 別 取 立	1,100 円

区 分	取 扱 内 容	手数料
そ の 他 諸 手 数 料	送金・振込組戻料	660 円
	不渡手形返却料	660 円
	取立手形組戻料	660 円
	取立手形店頭呈示料	※ 660 円

※ただし、1,100円を超える実費を要する場合は実費

(3) 諸手数料

取 扱 内 容		基 準	手 数 料
証明書発行 手数料	貯金残高証明書	1 通あたり	330 円
	お客さま指定の残高証明書	1 通あたり	1,100 円
再発行手数料	通帳・証書・カード	1 冊 (枚) あたり	1,100 円
	取引履歴コム出力	1 枚あたり	110 円
ＩＣキャッシュカード・ＪＡカード一体型ＩＣカード新規発行 (※1※2)		1 枚あたり	無 料
前橋市外税金・指定外の公共料金取扱手数料		1 件あたり	550 円
夜間金庫 利用料	基本手数料	1 契約あたり (月額)	2,200 円
	入金手数料	1 入金あたり (1 伝票)	176 円
	入金鞆追加手数料	1 個あたり (月額)	1,100 円
	入金鞆再交付手数料	1 個あたり	3,300 円
口座振替手数料 (契約 に基づくもの)	窓口	1 件あたり	110 円
	法人ネットバンク※9	1 件あたり	55 円
国債保護預り手数料		1 口座あたり (月額)	無 料
ファームバンキング (利用手数料)		オンライン取引サービス +データ伝送サービス	1 契約あたり (月額)
		オンライン取引サービス	1 契約あたり (月額)
ＪＡネットバンキング基本手数料		個人：1 契約あたり (月額)	無 料
		法人：1 契約あたり (月額)	330 円
法人ネットバンク基本手数料		照会・振込サービス (月額)	1,100 円
		データ伝送サービス (月額)	2,200 円
		電債手数料 (月額)	無 料
円貨両替手数料 (※3) (※6)		1 枚～ 100 枚	無 料
		101 枚～ 500 枚	330 円
		501 枚～ 1,000 枚	660 円
		1,001 枚以上は660 円に1～500 枚毎の330 円を加算	
硬貨入金手数料 (※3) (※4) (※7)		1 枚～ 100 枚	無 料
		101 枚～ 500 枚	330 円
		501 枚～ 1,000 枚	660 円
		1,001 枚以上は660 円に1～500 枚毎の330 円を加算	
金種指定払戻手数料 (※3) (※8)		1 枚～ 100 枚	無 料
		101 枚～ 500 枚	330 円
		501 枚～ 1,000 枚	660 円
		1,001 枚以上は660 円に1～500 枚毎の330 円を加算	
媒体持込手数料	紙／光媒体	1 件あたり	5,500 円
未利用口座管理手数料		残高10,000 円未満の口座 (※5)	1,320 円／年
融資関係手数料	住宅ローン融資実行手数料 (定額型)	1 契約あたり	22,000 円
	住宅ローン融資実行手数料 (定率型)	1 契約あたり	借入金額×2.2%
	小口ローン融資実行手数料	1 契約あたり	2,200 円
	金利条件変更手数料	住宅ローン	5,500 円
		資産運用資金	33,000 円
	融資予定証明書発行手数料	1 通あたり	3,300 円
	融資残高証明書発行手数料	1 通あたり	330 円
その他諸手数料		1 通あたり	330 円

- (※1) 磁気キャッシュカードからＩＣキャッシュカードへの切替発行の場合は無料です。
- (※2) 平成21年12月30日以前のＩＣカード発行済みの貯金者についても、更新手数料は無料です。
- (※3) 同日内に同種類の取引を複数回行う場合は、合計枚数の手数料をいただきます。
- (※4) 申し込みを取り下げる場合も硬貨入金手数料の対象となります。
- (※5) 令和3年10月1日以降に新規開設された口座、最終異動日から2年を経過した口座かつ残高10,000 円未満の口座が対象となります。
- (※6) 両替の取扱枚数は、持参 (両替前) 枚数、受取 (両替後) 枚数のいずれか多い枚数となります。また、新札への両替についても円貨両替手数料の対象となります。
- (※7) 口座入金、定期性貯金契約・受入・掛込、振込、納税、公共料金の納付等、すべてのお取引において所定枚数硬貨を持参した場合には、手数料をいただきます。
- (※8) 金種指定払戻手数料の取扱枚数は、払戻総枚数から万円券を除いた枚数で計算します。但し、万円券が新札の場合は、取扱枚数に万円券も含みます。
- (※9) 当ＪＡ以外の他ＪＡ口座振替を希望される場合に限りです。その際、当ＪＡ口座振替分についても、所定の手数料 (55 円／1 件) が掛かります。

□ 共済事業

JA共済事業の使命は、農業協同組合が理念とする「相互扶助」を事業活動の原点とし、常に組合員・利用者の信頼と期待に応え、「安心」と「満足」を提供します。また、最良の保障・価格・サービスによる「ひと・いえ・くるま・プラス農業」の総合保障の提供を通じて、組合員・利用者の豊かな生活づくりに努め、安心して暮らすことのできる地域社会づくりに貢献していきます。

■長期共済（共済期間が5年以上の契約）

- 終身共済……………一生涯にわたって万一のときを保障するプランです。ニーズに合わせて特約を付加することにより保障内容を自由に設計することもできます。
- 一時払終身共済…まとまった資金を活用して加入する終身共済です。一生涯にわたる万一のときを保障するとともに、相続対策ニーズにも応えるプランです。
- 引受緩和型終身共済
……………健康上の不安がある方でもご加入しやすい万一保障です。通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。一生涯にわたって、万一の保障が確保できます。
- 定期生命共済……………万一のときを一定期間保障するプランです。手頃な共済掛金で加入できます。法人化された担い手や経営者の万一保障と退職金などの資金形成ニーズに応えるプランもあります。
- 医療共済……………日帰り入院からまとまった一時金が受け取れる充実の医療保障です。共済期間や手術・放射線治療保障の有無など、ライフプランに合わせて自由に設計できます。また、健康を維持した場合に健康祝金を受け取れるプランもあります。
- 引受緩和型医療共済
……………健康上の不安がある方でもご加入しやすい医療共済です。通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。入院・手術・放射線治療を一生涯保障します。持病（既往症）の悪化・再発もしっかり保障します。
- がん共済……………上皮内新生物を含む悪性新生物または脳腫瘍に罹患された場合のさまざまな保障を確保するための共済です。入院・手術・放射線治療はもちろん、抗がん剤治療やホルモン剤治療、がん性疼痛等の緩和のための在宅医療も保障します。保障期間や保障金額など、ご意向に合わせて保障内容を自由に設計できます。
- 介護共済……………所定の要介護状態となったときの資金準備のためのプランです。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。
- 一時払介護共済…まとまった資金を活用して加入する介護共済です。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。
- 認知症共済……………認知症はもちろん、認知症の前段階の軽度認知障害（MCI）まで幅広く一生涯にわたって保障します。認知症の予防・早期発見から発症後までをトータルでサポートする各種サービスがご利用いただけます。また、医師による診査は必要なく、簡単な告知でお申し込みいただけます。
- 予定利率変動型年金共済
……………老後の生活資金準備のためのプランです。医師の診査もなく簡単な手続きで加入できます。また、最低保証予定利率が設定されていますので安心です。
- 生活障害共済……………病気やケガにより身体に障害が残ったとき、収入の減少や支出の増加に備えられる幅広い保障です。継続的にささえるプラン（定期年金型）と、まとまったお金でささえるプラン（一時金型）を選択でき、両プランへの加入も可能です。
- 特定重度疾病共済
……………三大疾病などの生活習慣病リスクを幅広く保障するプランです。継続的な治療による経済的負担に備えられるよう、まとまった一時金をお支払いします。
- 養老生命共済……………万一のときの一定期間の保障とともに、資金形成ニーズにも応えるプランです。

- 子ども共済……お子さまの将来の進学時の学資や将来の資金準備のためのプランです。
ご契約者さまが万一のときは、満期まで毎年養育年金をお支払いするプランもあります。
- 建物更生共済……火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。
また、満期共済金は、建物の新築・増改築や家財の買替資金としてご活用いただけます。

■短期共済（共済期間が5年未満の契約）

- 自動車共済……相手方への対人・対物賠償保障をはじめ、ご自身・ご家族のための傷害保障、車両保障など、万一の自動車事故を幅広く保障します。
- 自賠償共済……法律で全ての自動車に加入が義務づけられています。人身事故の被害者への賠償責任を保障します。
- 傷害共済……日常のさまざまな災害による万一のときやケガを保障します。
- 火災共済……住まいの火災損害を保障します。
- 農業者賠償責任共済
……農業において発生するさまざまな賠償リスクを幅広く保障します。

□ 購買事業

購買事業は、肥料や農薬など農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、それを組合員に供給する事業です。

この事業は、計画的な大量購入によって、安い価格で仕入れ、流通経費を節約して、組合員に安く安全でよい品物を供給しようというものです。これを進めるために購買事業では、予約注文・現金決済の方式をとっています。

この方式は、組合員の生活物資・生産資材の購入にあたって、前もってＪＡに注文しておき、ＪＡはそれをまとめてＪＡ全農に発注し、ＪＡ全農はこの大量予約注文を背景にメーカーと交渉して安く仕入れるというものです。そして、ＪＡ・組合員はその供給を受けると原則として同時に現金で支払い、流通経費のムダを省こうというものです。

購買事業の取扱い品目は多種にわたり、特に、生活関係の取扱いでは、プロパンガスや灯油などの燃料関係から食料品、衣料品の供給、葬祭業務なども取り扱っています。

□ 販売事業

販売事業の目的は、組合員の生産した農畜産物などを共同で販売することで、より高い収入が得られるようにしていくことです。

農畜産物の流通は、一般的に、生産者→ＪＡ→卸売市場→小売店→消費者という流れになっています。そして、農畜産物の価格は、卸売市場の需要と供給との関係で決まるわけですが、農畜産物は天候に左右されること、季節的な生産であること、さらに多くの農家が有利な作物を求めて競争し合い、物によっては過剰となり、産地間競争が激しくなって農畜産物価格を引き下げてしまう場合もしばしばあります。

この農畜産物価格の不安定を正し、計画的な出荷によって市場で有利な販売を実現しようとするのが、ＪＡの販売事業です。

この目的を達成するためＪＡグループでは、無条件委託・実費手数料・共同計算・全利用方式というほかの企業にないＪＡ独自の方式を主要な農畜産物について実施しています。

さらに、ＪＡの販売事業は、消費者のみなさんのニーズに応じた新鮮で安全な農畜産物を安定的に供給できるよう生産・販売体制の強化に取り組んでいます。また、地元でとれた農畜産物を地域のみなさんに提供するため直売などの事業についても積極的に取り組んでいます。

□ 指導事業

指導事業は、営農指導事業と生活指導事業に大別されます。これらは、組合員の営農や生活活動がより効果的に行われることを目的に行っています。直接収益を生み出すという事業ではありませんが、販売・購買・信用・共済などの事業のカナメとして取り組んでいます。

● 営農指導事業

営農指導事業は、組合員の営農を指導し、その改善を図っていく重要な事業です。

ＪＡの営農指導は、単に技術指導を行うのではなく、組合員の農業経営全般について指導し、地域営農集団の育成など、協同して合理的な農業経営を確立するよう働きかけていくものです。つまり、生産から流通までの仕組みをＪＡの総合的な力で指導援助することによって、個々の農家では難しい所得の増大を実現していこうというものです。

● 生活指導事業

生活指導事業は、組合員の生活全般について指導し、組合員や地域社会の生活改善を図っていくものです。

その範囲は、消費生活、健康、文化、娯楽など幅広い活動に及びます。具体的には、健康管理活動や相談活動、家計簿記帳や料理教室、農畜産物の自給運動、生鮮食料品などの共同購入、レクリエーション活動、さらに、地域における助けあい活動などに取り組んでいます。

□ 資産管理事業

資産管理事業は、組合員が土地を手放すことなく、土地の農業的利用や都市的利用を実現し、農と住の調和したまちづくりを目指すさまざまな事業をＪＡのリーダーシップで順次展開していくものです。

資産管理事業をＪＡでは宅地等供給事業として行っています。これはＪＡが事業の対象である組合員の転用相当農地等（農業以外の目的のために使用される農地）の所有権その他使用収益権を取得するか否かによって次の三つに分けられます。

- 1 ＪＡが使用収益権を取得しないで、組合員から委託を受けて、転用相当農地等の売渡しまたは貸付け（住宅その他の施設を建設してするその土地または施設の売渡し・貸付けを含む）、区画形質の変更をする事業
- 2 ＪＡが借地権を取得して、組合員から借入れ、その転用相当農地等の売渡しまたは貸付ける（その土地の区画形質を変更し、または住宅その他の施設を建設してするその土地または施設の売渡し・貸付けを含む）事業
- 3 ＪＡが所有権を取得して、組合員から買入れ、その転用相当農地等を売渡しまたは貸付ける（その土地の区画形質を変更し、または住宅その他の施設を建設してするその土地または施設の売渡し・貸付けを含む）事業

□ その他の事業

その他にもＪＡでは、農家の営農や地域住民の生活のすべての面にかかわるさまざまな事業を行っています。

主なものをあげると次のとおりです。

● 利用事業

ＪＡでは、組合員の営農または生活に必要な共同利用施設を設置し、組合員に利用してもらっています。

● 介護・福祉事業

高齢者が安心して暮らせる地域づくりをめざして、介護保険指定事業者として居宅介護支援・福祉用具貸与・小規模多機能・グループホーム等の事業を行っています。

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和6年度 (令和7年2月28日現在)	令和7年度 (令和8年2月28日現在)
(資産の部)		
1. 信用事業資産	242,934,664	247,287,455
(1) 現 金	1,428,223	1,325,028
(2) 預 金	171,725,756	163,360,635
系統預金	171,698,412	163,340,551
系統外預金	27,344	20,084
(3) 有価証券	400,065	2,800,217
国 債	300,065	2,600,217
地 方 債	100,000	200,000
(4) 貸 出 金	68,323,302	78,369,124
(5) その他の信用事業資産	1,081,019	1,452,318
未収収益	1,038,661	1,366,521
その他の資産	42,358	85,797
(6) 貸倒引当金	△ 23,703	△ 19,867
2. 共済事業資産	1,435	1,555
(1) その他の共済事業資産	1,436	1,556
(2) 貸倒引当金	△0	△0
3. 経済事業資産	1,373,989	1,401,136
(1) 経済事業未収金	965,008	902,796
(2) 経済受託債権	173,397	270,701
(3) 棚卸資産	167,555	160,949
購 買 品	148,932	142,807
その他の棚卸資産	18,622	18,142
(4) リース投資資産	16,756	12,947
(5) その他の経済事業資産	72,026	69,230
(6) 貸倒引当金	△ 20,755	△ 15,488
4. 雑 資 産	324,950	294,306
5. 固定資産	4,715,301	4,594,227
(1) 有形固定資産	4,706,256	4,586,272
建物	8,121,688	8,056,322
機械装置	2,522,216	2,541,777
土地	2,508,890	2,495,318
リース資産	19,306	19,306
その他の有形固定資産	2,058,872	2,031,480
減価償却累計額	△ 10,524,716	△ 10,557,933
(2) 無形固定資産	9,044	7,955
6. 外部出資	17,454,143	17,454,143
(1) 外部出資	17,454,143	17,454,143
系統出資	16,927,600	16,927,600
系統外出資	526,543	526,543
7. 繰延税金資産	56,370	60,589
資 産 の 部 合 計	266,860,855	271,093,414

(単位：千円)

科 目	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
(負債の部)		
1. 信用事業負債	245,612,246	249,711,632
(1) 貯 金	242,502,940	246,241,294
(2) その他の信用事業負債	3,109,305	3,470,338
未払費用	45,473	174,049
その他の負債	3,063,832	3,296,289
2. 共済事業負債	870,000	806,360
(1) 共済資金	498,964	436,616
(2) 未経過共済付加収入	369,835	368,563
(3) その他の共済事業負債	1,200	1,180
3. 経済事業負債	874,114	766,895
(1) 経済事業未払金	642,801	538,172
(2) 経済受託債務	191,507	177,879
(3) その他の経済事業負債	39,805	50,844
4. 設備借入金	132,000	99,000
5. 雑 負 債	612,236	669,814
(1) 未払金	536,438	494,013
(2) 未払法人税等	47,151	142,472
(3) リース債務	14,570	11,559
(4) 資産除去債務	1,705	1,705
(5) その他の負債	12,371	20,063
6. 諸引当金	417,668	309,309
(1) 賞与引当金	127,402	124,443
(2) 退職給付引当金	290,266	184,866
負 債 の 部 合 計	248,518,267	252,363,012
(純資産の部)		
1. 組合員資本	18,342,587	18,730,402
(1) 出資金	3,857,317	3,763,412
(2) 資本準備金	7,401	7,401
(3) 利益剰余金	14,508,062	14,988,753
利益準備金	7,445,806	7,555,806
その他利益剰余金	7,062,255	7,432,946
特別積立金	2,606,416	2,606,416
信用事業基盤強化積立金	1,975,251	1,975,251
リスク管理強化積立金	950,000	1,050,000
施設整備積立金	560,000	660,000
組合員支援対策積立金	100,000	100,000
地域貢献活動実施積立金	15,000	15,000
経営基盤強化積立金	150,000	200,000
当期末処分剰余金	705,587	826,278
(うち当期剰余金)	506,875	517,926
(4) 処分未済持分	△ 30,193	△ 29,165
純 資 産 の 部 合 計	18,342,587	18,730,402
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	266,860,855	271,093,414

2. 損 益 計 算 書

(単位：千円)

科 目	令 和 6 年 度 (令和6年3月1日～令和7年2月28日)			令 和 7 年 度 (令和7年3月1日～令和8年2月28日)		
1. 事業総利益			3,388,151			3,696,951
事業収益		7,111,729			7,374,540	
事業費用		3,723,577			3,677,588	
(1) 信用事業収益		1,860,392			2,468,442	
資金運用収益	1,587,936			2,151,852		
(うち預金利息)	(1,002,161)			(1,368,374)		
(うち有価証券利息)	(863)			(14,090)		
(うち貸出金利息)	(584,907)			(769,377)		
(うちその他受入利息)	(4)			(9)		
役務取引等収益	173,753			224,717		
その他経常収益	98,702			91,872		
(2) 信用事業費用		556,651			832,550	
資金調達費用	130,104			384,467		
(うち貯金利息)	(120,300)			(364,788)		
(うち給付補填備金繰入)	(113)			(492)		
(うちその他支払利息)	(9,690)			(19,186)		
役務取引等費用	221,057			247,973		
その他経常費用	205,489			200,109		
(うち貸倒引当金繰入額)	(5,401)			(-)		
(うち貸倒引当金戻入益)	(-)			(△ 3,836)		
信用事業総利益			1,303,741			1,635,891
(3) 共済事業収益		1,030,105			1,042,635	
共済付加収入	976,148			980,656		
その他の収益	53,956			61,978		
(4) 共済事業費用		100,407			118,274	
共済推進費	61,433			77,311		
共済保全費	10,132			10,251		
その他の費用	28,841			30,711		
(うち貸倒引当金繰入額)	(0)			(0)		
共済事業総利益			929,698			924,360
(5) 購買事業収益		3,121,706			2,755,938	
購買品供給高	2,577,053			2,227,979		
購買手数料	380,782			367,074		
修理サービス料	123,088			122,282		
その他の収益	40,781			38,602		
(6) 購買事業費用		2,594,985			2,240,806	
購買品供給原価	2,301,863			1,940,845		
購買品供給費	209,602			210,206		
修理サービス費	34,202			32,162		
その他の費用	49,316			57,591		
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 2,747)			(△ 4,941)		
購買事業総利益			526,720			515,132
(7) 販売事業収益		442,291			427,293	
販売手数料	370,945			356,936		
その他の収益	71,346			70,356		
(8) 販売事業費用		98,190			104,223	
販売費	69,517			67,552		
その他の費用	28,672			36,671		
販売事業総利益			344,101			323,069

(単位：千円)

科 目	令 和 6 年 度			令 和 7 年 度		
(9) 保管事業収益		38,219			38,692	
(10) 保管事業費用		28,463			25,593	
保管事業総利益			9,755			13,099
(11) 利用事業収益		563,957			617,970	
(12) 利用事業費用		348,376			383,682	
利用事業総利益			215,581			234,287
(13) 宅地等供給事業収益		19,268			18,150	
(14) 宅地等供給事業費用		1,101			689	
宅地等供給事業総利益			18,166			17,461
(15) 福祉事業収益		9,710			4,284	
(16) 福祉事業費用		1,394			1,807	
福祉事業総利益			8,315			2,476
(17) 介護保険事業収益		119,315			122,087	
(18) 介護保険事業費用		56,021			56,313	
介護保険事業総利益			63,294			65,774
(19) 指導事業収入		47,319			18,439	
(20) 指導事業支出		78,544			53,041	
指導事業収支差額			△ 31,224			△ 34,602
2. 事業管理費			2,914,613			3,172,368
(1) 人件費		2,234,115			2,474,996	
(2) 業務費		179,817			175,852	
(3) 諸税負担金		143,507			144,097	
(4) 施設費		321,343			337,505	
(5) その他事業管理費		35,828			39,916	
事業利益			473,538			524,583
3. 事業外収益			153,769			149,101
(1) 受取雑利息		2,437			3,185	
(2) 受取出資配当金		62,521			62,493	
(3) 賃貸料		43,167			45,242	
(4) 償却債権取立益		240			190	
(5) 雑収入		45,402			37,990	
4. 事業外費用			68,203			44,099
(1) 支払雑利息		630			501	
(2) 寄付金		515			481	
(3) 賃貸費用		36,559			26,728	
(4) 貸倒引当金戻入益		△ 615			△ 603	
(5) 雑損失		31,113			16,991	
経常利益			559,104			629,585
5. 特別利益			27,308			50,139
(1) 固定資産処分益		281			50,139	
(2) 生産資材等価格高騰対策助成金		27,026			-	
6. 特別損失			14,152			10,783
(1) 固定資産処分損		11,434			7,668	
(2) 減損損失		-			3,115	
(3) 自然災害支援金		2,718			-	
税引前当期利益			572,260			668,941
法人税、住民税及び事業税		59,917			155,233	
法人税等調整額		5,467			△ 4,218	
法人税等合計			65,385			151,014
当期剰余金			506,875			517,926
当期首繰越剰余金			198,712			308,351
当期末処分剰余金			705,587			826,278

3. 注記表

(1) 令和7年度

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）
- ② 市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 購買品（物流センター、営農センター）
…総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ② 購買品（整備工場、聖苑、直売所）
…最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ③ その他の棚卸資産
…最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。
- ② 無形固定資産
定額法を採用しています。自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。
- ③ リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を適用しています。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権のうち、債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。なお、20,000千円以下の債権については、過去の一定期間における貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき過去の損失率の実績を算出して予想損失率を求め、これを債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に乗じて、予想損失額を算定しています。

上記以外の債権については、今後の一定期間における予想損失額を見積もり計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき、過去の損失率の実績を算出し、これに将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加え

て予想損失率を求め、債権額に対する予想損失率を乗じて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

ア．退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

イ．数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各年度の発生額について発生年度に費用処理することとしています。過去勤務費用は、その全額を発生年度に処理することとしています。

ウ．退職給付における簡便法の採用

一部の職員は退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

(リース取引関連)

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に利用収益と利用費用を計上する方法によっています。

(収益認識関連)

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。

この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。

この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 利用事業

カンントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。

この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

④ 介護保険事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等を行う事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。

この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(7) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 80,206 千円（繰延税金負債との相殺前）

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、翌事業年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

翌事業年度以降の課税所得の見積りについては、令和8年3月に作成した5か年計画等を勘案して、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

ます。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 43,368 千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ア. 算定方法

「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しています。

イ. 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。

「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

ウ. 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産から直接控除した引当金

雑資産から控除されている貸倒引当金の額 8,011 千円

(2) 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 3,720,067 千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 1,976,982 千円 機械装置 1,183,990 千円 土地 1,556 千円

その他の有形固定資産 557,537 千円

(3) 担保に供している資産

(単位：千円)

担保に供している資産			担保権によって担保されている債務	
種 類	期末帳簿価額	担保権の種類	内 容	期末残高
農林中金定期預金	10,000,000	質権	為替仕向限度額	—
群馬銀行定期預金	10,000	質権	公金の取扱い	—
合計	10,010,000		合計	—

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 209,206 千円

理事及び監事に対する金銭債務の総額 一千円

(5) 信用事業を行う組合に要求される注記

①債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ (2) (i) から (iv) までに掲げるものの額及びその合計額

貸出金のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 892,121 千円、危険債権額は

108,653 千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は 1,000,775 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 損益計算書に関する注記

(1) 減損損失に関する注記

①資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支所及び事業所ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本所、農業関連施設については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場所	用途	種類	その他
粕川給油所	賃貸用固定資産	土地	
旧桂萱飼育所	遊休資産	土地	業務外固定資産

②減損損失の認識に至った経緯

粕川給油所については、当該店舗の営業収支が 2 期連続赤字であると同時に、令和 7 年度末で閉鎖したことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

また、旧桂萱飼育所の資産は遊休資産とされ早期処分対象であることから、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

③減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

粕川給油所 2,627 千円

	(土地 2,627 千円)
旧桂萱飼育所	487 千円
	(土地 487 千円)
合 計	3,115 千円
	(土地 3,115 千円)

④回収可能価額の算定方法

粕川給油所及び旧桂萱飼育所の固定資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、土地の時価は固定資産税評価額に基づく価額により算定しています。また、土地以外は備忘価額としています。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業・団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫等へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。また、有価証券は国債や地方債であり、満期保有目的で保有しています。これらは発行体の信用リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

ア. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所リスク管理室内に審査部門を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「自己査定に基づく資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的を開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び

A L M委員会で決定された方針などにに基づき、国債や地方債などの債券による運用を行う方針としています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利変動リスクの管理にあたって、定量的分析に際し参照しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.03%下落したものと想定した場合には、経済価値が469千円増加するものと把握しています。

当該変動幅は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ウ．資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、流動性リスクについては、運用・調達について定期的に資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	163,360,635	162,975,296	△385,338
有価証券			
満期保有目的の債券	2,800,217	2,765,830	△34,387
貸出金	78,369,124		
貸倒引当金	△ 19,867		
貸倒引当金控除後	78,349,256	76,968,156	△1,381,099
資 産 計	244,510,108	242,709,283	△1,800,825
貯金	246,241,294	245,726,515	△514,779

負債計	246,241,294	245,726,515	△514,779
-----	-------------	-------------	----------

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

ア．預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下、「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ．有価証券

債券は公表された相場価格によっています。

ウ．貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

ア．貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	17,454,143

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	163,360,635	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	—	1,200,000	—	400,000	1,100,000	100,000
貸出金(*1、2)	4,401,801	4,057,722	3,884,569	3,788,770	3,599,793	58,557,853
合計	167,762,436	5,257,722	3,884,569	4,188,770	4,699,793	58,657,853

(※1) 貸出金のうち、当座貸越 251,068 千円については「1 年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5 年超」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 78,613 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金(※1)	240,011,786	2,483,732	2,087,456	264,334	1,187,957	206,027

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額

①満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類		貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計 上額を超えるもの	国債	299,741	300,360	618
	小計	299,741	300,360	618
時価が貸借対照表計 上額を超えないもの	国債	2,300,475	2,276,750	△23,725
	地方債	200,000	188,720	△11,280
	小計	2,500,475	2,465,470	△35,005
合計		2,800,217	2,765,830	△34,387

7. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する事項

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度、特定退職金共済制度及び確定給付型企业年金制度を採用しています。当組合は、令和 8 年 2 月に 60 歳から 63 歳への定年延長による退職一時金制度の変更をしています。当該変更に伴い、退職給付債務が 62,838 千円減少し、過去勤務費用が同額発生しています。

また、一部の職員の退職給付に充てるため、福祉事業退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。なお、福祉事業退職給与規程に基づく退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

②退職一時金制度、特定退職金共済制度及び確定給付型企业年金制度（簡便法を適用した制度を除く）

ア. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	1,939,842 千円
勤務費用	92,372 千円
利息費用	28,536 千円
数理計算上の差異の発生額	△53,376 千円
退職給付の支払額	△92,181 千円
過去勤務費用の発生額	△62,838 千円
期末における退職給付債務	1,852,356 千円

イ. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,654,697 千円
期待運用収益	14,723 千円
数理計算上の差異の発生額	1,294 千円
確定給付企業年金制度への拠出金	25,220 千円
特定退職金共済制度への拠出金	60,963 千円
退職給付の支払額	△84,642 千円
期末における年金資産	1,672,257 千円

ウ. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,852,356 千円
確定給付型企业年金制度	△712,276 千円
特定退職金共済制度	△959,980 千円
未積立退職給付債務	180,099 千円
貸借対照表計上額純額	180,099 千円
退職給付引当金	180,099 千円

エ. 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	92,372 千円
利息費用	28,536 千円
期待運用収益	△14,723 千円
数理計算上の差異の費用処理額	△54,670 千円
過去勤務債務の費用処理額	△62,838 千円
合 計	△11,323 千円

オ. 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

【確定給付企業年金制度】

一般勘定	100%
合 計	100%

【特定退職金共済制度】

債券	72%
年金保険投資	25%

現金及び預金	3%
その他	0%
合 計	100%

カ．長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

キ．割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	1.472%
長期期待運用収益率	0.89%

③簡便法を適用した退職一時金制度

ア．簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	5,120 千円
退職給付費用	△354 千円
期末における退職給付引当金	4,766 千円

イ．退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	4,766 千円
未積立退職給付債務	4,766 千円
退職給付引当金	4,766 千円

ウ．退職給付に関する損益

勤務費用	△354 千円
退職給付費用	△354 千円

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 32,265 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 7 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、217,695 千円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
未収収益	78,951 千円
退職給付引当金	52,446 千円
賞与引当金	34,421 千円
減損損失	31,558 千円

貸倒引当金	11,419 千円
未払賞与	10,311 千円
未払事業税・地方特別法人税	9,727 千円
未払費用	5,828 千円
未収利息不計上	3,739 千円
造成費否認	1,087 千円
その他	23,298 千円
繰延税金資産小計	262,789 千円
評価性引当額	△182,582 千円
繰延税金資産合計（A）	80,206 千円
繰延税金負債	
全農合併に伴うみなし配当否認額	△ 19,616 千円
繰延税金負債合計（B）	△ 19,616 千円
繰延税金資産の純額（A）＋（B）	60,589 千円

（2）法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.47%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.29%
事業分量配当金の損金に算入された項目	△2.85%
住民税均等割等	0.40%
評価性引当額の増減	△1.40%
法人税額の特別控除額	△0.64%
その他	△0.78%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.58%

（3）税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以降に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」課税が行われることとなりました。これに伴い、令和9年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の27.66%から28.37%に変更されました。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は172千円減少し、法人税等調整額は172千円増加しております。

9. 収益認識に関する注記

（収益を理解するための基礎となる情報）

「重要な会計方針に係る事項に関する注記（5）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

10. その他の注記

（1）リース取引に関する会計基準に基づく注記

(借手側)

①オペレーティングリース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年以内	20,767千円
1年超	44,337千円
合 計	65,104千円

(貸手側)

①リース投資資産の内訳

リース料債権部分	13,868千円
見積残存価額部分	－千円
受取利息相当額	△920千円
合 計	12,947千円

(2) 資産除去債務に関する会計基準に基づく注記

①資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

ア. 当該資産除去債務の概要

当組合の宮城カントリーエレベーターに使用されているアスベストを除去する義務に関して、資産除去債務を計上しています。

イ. 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は10年、割引率は1.8%を採用しています。

ウ. 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	1,705千円
時の経過による調整額	－千円
期末残高	1,705千円

②貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合のライスセンター・育苗センター等の一部は、不動産賃貸借契約に基づき退去時に原状回復にかかる義務を有していますが、当該事業用施設は、当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができないため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

(2) 令和6年度

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）
- ② 市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 購買品（物流センター、営農センター）
…総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ② 購買品（整備工場、聖苑、直売所）
…最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ③ その他の棚卸資産
…最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。
- ② 無形固定資産
定額法を採用しています。自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。
- ③ リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を適用しています。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権のうち、債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。なお、20,000千円以下の債権については、過去の一定期間における貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき過去の損失率の実績を算出して予想損失率を求め、これを債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に乗じて、予想損失額を算定しています。

上記以外の債権については、今後の一定期間における予想損失額を見積もり計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき、過去の損失率の実績を算出し、これに将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えて予想損失率を求め、債権額に対する予想損失率を乗じて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

ア. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

イ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各年度の発生額について発生年度に費用処理することとしています。

ウ. 退職給付における簡便法の採用

一部の職員は退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

(リース取引関連)

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に利用収益と利用費用を計上する方法によっています。

(収益認識関連)

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。

この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。

この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・農

産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。

この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

④ 介護保険事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等を行う事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。

この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(6) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(7) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(8) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(9) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 75,496 千円（繰延税金負債との相殺前）

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、翌事業年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

翌事業年度以降の課税所得の見積りについては、令和7年2月に作成した5か年計画等

を勘案して、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 53,075 千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ア. 算定方法

「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しています。

イ. 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。

「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

ウ. 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産から直接控除した引当金

雑資産から控除されている貸倒引当金の額 8,615 千円

(2) 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 3,741,930 千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 1,991,670 千円 機械装置 1,189,890 千円 土地 1,556 千円

その他の有形固定資産 558,813 千円

(3) 担保に供している資産

(単位：千円)

担保に供している資産			担保権によって担保されている債務	
種 類	期末帳簿価額	担保権の種類	内 容	期末残高
農林中金定期預金	10,000,000	質権	為替仕向限度額	—
群馬銀行定期預金	1,000	質権	前橋市水道局収納取扱い	—
群馬銀行定期預金	10,000	質権	公金の取扱い	—
合計	10,011,000		合計	—

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 212,092 千円

理事及び監事に対する金銭債務の総額 一千円

(5) 信用事業を行う組合に要求される注記

①債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

貸出金のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は387,237千円、危険債権額は120,400千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は507,637千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引高の総額

①子会社等との取引による収益総額	1,215 千円
うち事業取引高	1,215 千円
②子会社等との取引による費用総額	1 千円
うち事業取引高	1 千円

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業・団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫等へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。また、有価証券は国債や地方債であり、満期保有目的で保有しています。これらは発行体の信用リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

ア. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所リスク管理室内に審査部門を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「自己査定に基づく資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的を開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、国債や地方債などの債券による運用を行う方針としています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利変動リスクの管理にあたって、定量的分析に際し参照しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.67%上昇したものと想定した場合には、経済価値が87,692千円増加するものと把握しています。

当該変動幅は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ウ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、流動性リスクについては、運用・調達について定期的に資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場

価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（２）金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	171,725,756	171,396,669	△329,087
有価証券			
満期保有目的の債券	400,065	392,780	△7,285
貸出金	68,323,302		
貸倒引当金	△ 23,703		
貸倒引当金控除後	68,299,598	67,889,864	△409,733
資 産 計	240,425,420	239,679,314	△746,106
貯金	242,502,940	242,118,267	△384,673
負 債 計	242,502,940	242,118,267	△384,673

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

ア．預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下、「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ．有価証券

債券は公表された相場価格によっています。

ウ．貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

ア．貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシ

ュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	17,454,143

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	171,725,756	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	—	—	—	—	300,000	100,000
貸出金(*1、2)	4,048,454	3,736,397	3,633,490	3,477,977	3,282,934	50,125,738
合 計	175,774,211	3,736,397	3,633,490	3,477,977	3,582,934	50,225,738

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 224,202 千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 18,309 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	231,709,236	7,813,698	2,263,499	321,250	293,137	102,119

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額

①満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えないもの			
国債	300,065	298,270	△1,795
地方債	100,000	94,510	△5,490
合計	400,065	392,780	△7,285

7. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する事項

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度、特定退職金共済制度及び確定給付型企业年金制度を採用しています。

また、一部の職員の退職給付に充てるため、福祉事業退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。なお、福祉事業退職給与規程に基づく退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

②退職一時金制度、特定退職金共済制度及び確定給付型企业年金制度（簡便法を適用した制度を除く）

ア. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	2,409,944 千円
勤務費用	115,275 千円
利息費用	4,984 千円
数理計算上の差異の発生額	△341,761 千円
退職給付の支払額	△248,601 千円
期末における退職給付債務	1,939,842 千円

イ. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,741,701 千円
期待運用収益	15,030 千円
数理計算上の差異の発生額	△848 千円
確定給付型企业年金制度への拠出金	34,356 千円
特定退職金共済制度への拠出金	66,369 千円
退職給付の支払額	△201,911 千円
期末における年金資産	1,654,697 千円

ウ. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,939,842 千円
確定給付型企业年金制度	△707,177 千円
特定退職金共済制度	△947,519 千円
未積立退職給付債務	285,145 千円
貸借対照表計上額純額	285,145 千円
退職給付引当金	285,145 千円

エ. 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	115,275 千円
利息費用	4,984 千円
期待運用収益	△15,030 千円

数理計算上の差異の費用処理額	△340,912 千円
合 計	△235,682 千円

オ. 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

【確定給付企業年金制度】

一般勘定	100%
合 計	100%

【特定退職金共済制度】

債券	69%
年金保険投資	25%
現金及び預金	6%
その他	0%
合 計	100%

カ. 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

キ. 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	1.472%
長期期待運用収益率	0.86%

③簡便法を適用した退職一時金制度

ア. 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	5,024 千円
退職給付費用	96 千円
期末における退職給付引当金	5,120 千円

イ. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	5,120 千円
未積立退職給付債務	5,120 千円
退職給付引当金	5,120 千円

ウ. 退職給付に関する損益

勤務費用	96 千円
退職給付費用	96 千円

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業

務負担金 27,350 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 6 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、239,645 千円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	80,287 千円
未収収益	73,877 千円
賞与引当金	35,239 千円
減損損失	30,827 千円
貸倒引当金	11,133 千円
未払費用	5,955 千円
未払事業税・地方特別法人税	3,621 千円
未収利息不計上	3,376 千円
造成費否認	1,060 千円
その他	22,054 千円
繰延税金資産小計	267,434 千円
評価性引当額	△191,937 千円
繰延税金資産合計 (A)	75,496 千円

繰延税金負債

全農合併に伴うみなし配当否認額	△ 19,125 千円
繰延税金負債合計 (B)	△ 19,125 千円
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	56,370 千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.91%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.51%
住民税均等割等	0.47%
評価性引当額の増減	△16.82%
その他	△0.28%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	11.43%

(3) 当事業年度の末日以降にあった税率変更の内容及び影響

「所得税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 13 号）」が令和 7 年 3 月 31 日に国会で成立したことに伴い、令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、令和 9 年 3 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については従来の 27.66%から 28.37%に変更されます。

なお、変更後の法定実効税率を当事業年度末に適用した場合、繰延税金資産は 4 千円減少し、法人税等調整額は 4 千円増加することになります。

9. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記（５）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

10. その他の注記

（１）リース取引に関する会計基準に基づく注記

（借手側）

①オペレーティングリース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年以内	25,354千円
1年超	51,280千円
合 計	76,634千円

（貸手側）

①リース投資資産の内訳

リース料債権部分	18,130千円
見積残存価額部分	－千円
受取利息相当額	△1,373千円
合 計	16,756千円

（２）資産除去債務に関する会計基準に基づく注記

①資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

ア．当該資産除去債務の概要

当組合の宮城カントリーエレベーターに使用されているアスベストを除去する義務に関して、資産除去債務を計上しています。

イ．当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は10年、割引率は1.8%を採用しています。

ウ．当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	1,705千円
時の経過による調整額	－千円
期末残高	1,705千円

②貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合のライスセンター・育苗センター等の一部は、不動産賃貸借契約に基づき退去時に原状回復にかかる義務を有していますが、当該事業用施設は、当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができないため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

4. 剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	令和6年度	令和7年度
1. 当期末処分剰余金	705,587,198	826,278,583
2. 剰余金処分額	397,235,300	505,599,100
(1) 利益準備金	110,000,000	-
(2) 任意積立金	250,000,000	400,000,000
リスク管理強化積立金	100,000,000	150,000,000
施設整備積立金	100,000,000	200,000,000
経営基盤強化積立金	50,000,000	50,000,000
(3) 出資配当金	37,235,300	36,440,600
(4) 事業分量配当金	-	69,158,500
3. 次期繰越剰余金	308,351,898	320,679,483

5. 部門別損益計算書

令和7年3月1日から令和8年2月28日まで

(単位：千円)

区 分	合 計	信 用 業	共 事 業	農業関連 事業 業	生活その他 事業 業	営農指導 事業 業	共通管理費等
事業収益 ①	7,513,934	2,468,442	1,042,635	2,908,186	1,076,231	18,439	
事業費用 ②	3,816,983	832,550	118,274	2,179,585	633,531	53,041	
事業総利益 ③=①-②	3,696,951	1,635,891	924,360	728,601	442,700	△ 34,602	
事業管理費 ④	3,172,368	769,634	638,774	944,263	613,194	206,501	
(うち減価償却費) ⑤	(215,197)	(54,120)	(14,465)	(98,645)	(44,613)	(3,352)	
(うち人件費) ⑤'	(2,474,996)	(588,963)	(555,229)	(658,040)	(483,819)	(188,943)	
※うち共通管理費 ⑥		285,788	157,554	363,638	176,477	30,081	△ 1,013,540
(うち減価償却費) ⑦		(26,164)	(14,424)	(33,291)	(16,156)	(2,754)	(△ 92,790)
(うち人件費) ⑦'		(134,465)	(74,130)	(171,094)	(83,034)	(14,153)	(△ 476,878)
事業利益 ⑧=③-④	524,583	866,257	285,585	△ 215,662	△ 170,494	△ 241,103	
事業外収益 ⑨	149,101	21,658	48,891	31,696	44,505	2,349	
※うち共通 ⑩		21,468	11,835	27,316	13,257	2,259	△ 76,137
事業外費用 ⑪	44,099	7,209	3,974	9,646	22,509	758	
※うち共通 ⑫		7,209	3,974	9,173	4,452	758	△ 25,569
経常利益 ⑬=⑧+⑨-⑪	629,585	880,705	330,502	△ 193,611	△ 148,498	△ 239,513	
特別利益 ⑭	50,139	10,129	5,584	26,819	6,539	1,066	
※うち共通 ⑮		10,129	5,584	12,889	6,255	1,066	△ 35,925
特別損失 ⑯	10,783	3,570	1,544	3,565	1,808	294	
※うち共通 ⑰		2,802	1,544	3,565	1,730	294	△ 9,938
税引前当期利益 ⑱=⑬+⑭-⑯	668,941	887,265	334,542	△ 170,357	△ 143,767	△ 238,741	
営農指導事業分配賦額 ⑲		82,174	59,422	57,417	39,726	△ 238,741	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳=⑱-⑲	668,941	805,090	275,119	△ 227,774	△ 183,493		

※①、②の「合計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しています。一方、損益計算書の事業収益、事業費用は、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。よって、両者は一致していません。

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分を記載しています。

(注)

1. 共通管理費等、営農指導事業及び共通資産の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

(人頭割＋共通管理費配賦前の人件費を除いた事業管理費割＋事業総利益割)の平均値

(2) 営農指導事業

(均等割＋事業総利益割)の平均値

(3) 共通資産

(人頭割＋共通管理費配賦前の人件費を除いた事業管理費割＋事業総利益割)の平均値

2. 配賦割合 (1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区 分	信 用 業	共 事 業	農業関連 事業 業	生活その他 事業 業	営農指導 事業 業	計
共通管理費等	28.20	15.54	35.88	17.41	2.97	100.00
営農指導事業	34.42	24.89	24.05	16.64		100.00

3. 部門別の資産

(単位：千円)

区 分	計	信 用 業	共 事 業	農業関連 事業 業	生活その他 事業 業	営農指導 事業 業	共通資産
事業別の総資産	271,093,414	247,346,917	1,627	2,105,423	757,438	3,099	20,878,909
総資産 (共通資産配賦後)	271,093,414	253,234,769	3,246,209	9,596,776	4,392,456	623,203	
(うち固定資産)	(4,594,227)	(900,741)	(463,671)	(2,207,039)	(931,072)	(91,702)	

6. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 1 私は、当JAの令和7年3月1日から令和8年2月28日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和8年5月31日
前橋市農業協同組合
代表理事組合長 矢端 幹男

7. 会計監査人の監査

令和6年度及び令和7年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

Ⅱ 損 益 の 状 況

1. 最近5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項 目	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
経 常 収 益	10,939	7,339	7,029	7,252	7,513
信用事業収益	1,644	1,551	1,594	1,860	2,468
共済事業収益	1,287	1,199	1,057	1,030	1,042
農業関連事業収益	5,528	3,468	3,274	3,252	2,908
その他事業収益	2,478	1,121	1,102	1,109	1,094
経 常 利 益	358	341	316	559	629
当 期 剰 余 金	244	232	200	506	517
出 資 金	3,993	3,938	3,902	3,857	3,763
(出 資 口 数)	3,993,902	3,938,082	3,902,006	3,857,317	3,763,412
純 資 産 額	17,661	17,815	17,945	18,342	18,730
総 資 産 額	263,642	261,807	260,673	266,860	271,093
貯 金 等 残 高	240,185	238,514	238,551	242,502	246,241
貸 出 金 残 高	53,979	58,386	61,530	68,323	78,369
有 価 証 券 残 高	－	－	100	400	2,800
剰 余 金 配 当 金 額	38	38	56	37	105
・出資配当の額	38	38	56	37	36
・事業利用分量配当の額	－	－	－	－	69
職 員 数 (人)	414	399	386	368	351
単体自己資本比率 (%)	16.67	17.25	17.22	17.38	18.10

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
3. 純資産額とは、貸借対照表の総資産額から総負債額を差し引いた金額です。
4. 単体自己資本比率は農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準の単体自己資本比率の算式に基づき算出しています。

2. 利 益 総 括 表

(単位：百万円、%)

項 目	令和6年度	7年度	増 減
収 支 差 額			
資 金 運 用 収 支	1,457	1,767	310
役 務 取 引 等 収 支	△ 47	△ 23	24
そ の 他 事 業 収 支	△ 106	△ 108	△ 2
信 用 事 業 収 支 計	1,303	1,635	332
信 用 事 業 粗 利 益 (信用事業粗利益率)	1,410 (0.57)	1,744 (0.72)	334 (0.15)
事 業 粗 利 益 (事業粗利益率)	3,498 (1.30)	3,821 (1.43)	323 (0.13)
事 業 純 益	574	640	66
実 質 事 業 純 益	583	649	66
コ ア 事 業 純 益	583	649	66
コ ア 事 業 純 益 (投資信託解約損益を除く)	582	635	53

- (注) 1. 「信用事業粗利益率」および「事業粗利益率」算出に用いる平均残高については、システム変更に伴い算出方法が異なります。
令和6年度は日平均残高、令和7年度は月平均残高により算定しております。

3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	令和6年度			7年度		
	平均残高	利 息	利 回 り	平均残高	利 息	利 回 り
資金運用勘定	243,437	1,587	0.65	239,487	2,151	0.90
うち預金	177,569	1,002	0.56	164,112	1,368	0.83
うち有価証券	133	0	0.65	1,552	14	0.91
うち貸出金	65,734	584	0.89	73,822	769	1.04
資金調達勘定	245,493	120	0.05	241,491	365	0.15
うち貯金・定積	245,493	120	0.05	241,491	365	0.15
うち譲渡性貯金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	0	-	-	-	-	-
総資金利ざや	—		0.44	—		0.55

(注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価（資金調達利回り＋経費率）

2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、農林中央金庫からの事業利用分量配当金が含まれています。

3. 令和6年度、令和7年度ともに日平均残高にて記載・算出しております。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和6年度増減額	7年度増減額
受 取 利 息	183	563
預 金	225	366
有価証券	0	13
貸 出 金	△ 42	184
支 払 利 息	82	244
貯 金	82	244
譲渡性貯金	-	-
借 入 金	-	-
差 引	100	319

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、農林中央金庫からの事業利用分量配当金が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

①科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度		7年度		増 減
	平均残高	構 成 比	平均残高	構 成 比	
流 動 性 貯 金	128,550	52.3	128,124	53.0	△ 425
定 期 性 貯 金	116,800	47.5	113,193	46.8	△ 3,606
そ の 他 の 貯 金	138	0.0	173	0.0	34
計	245,489	100.0	241,491	100.0	△ 3,997
譲 渡 性 貯 金	0	0.0	0	0.0	0
合 計	245,489	100.0	241,491	100.0	△ 3,997

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3. 令和6年度、令和7年度ともに日平均残高にて記載・算出しております。

②定期貯金残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和6年度		7年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
定期貯金	113,975	100.0	115,947	100.0	1,972
固定金利定期	113,967	99.9	115,939	99.9	1,972
変動金利定期	8	0.0	8	0.0	0

(注) 1. 固定金利定期…預入時に満期日までの利率が確定する金利定期貯金

2. 変動金利定期…預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する金利定期貯金

(2) 貸出金等に関する指標

①科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	7年度	増 減
証 書 貸 付 金	63,352	72,080	8,728
当 座 貸 越	228	244	16
金 融 機 関 貸 付	2,154	1,496	△ 657
合 計	65,735	73,822	8,087

(注) 1. 令和6年度、令和7年度ともに日平均残高にて記載しております。

②貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：千円または百万円、%)

種 類	令和6年度		7年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
固定金利貸出	25,216	36.9	29,200	37.2	3,984
変動金利貸出	42,014	61.4	48,049	61.3	6,034
そ の 他	1,092	1.5	1,119	1.4	26
合 計	68,323	100.0	78,369	100.0	10,045

(注) 1. 固定金利貸出…貸出実行時に償還日までの利率が確定する貸出金

2. 変動金利貸出…貸出期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する貸出金

③貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

項 目	令和6年度	7年度	増 減
貯金・定期積金等	802	839	36
有 価 証 券	-	-	-
動 産	-	-	-
不 動 産	4,352	4,147	△ 204
そ の 他 担 保 物	11	7	△ 3
計	5,166	4,994	△ 172
農業信用基金協会保証	31,891	33,078	1,187
そ の 他 保 証	16,270	23,229	6,959
計	48,161	56,307	8,146
信 用	14,996	17,067	2,070
合 計	68,323	78,369	10,045

④債務保証見返額の担保別内訳残高

開示の対象となる取引はありません。

⑤貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

項 目	令和6年度		7年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
設 備 資 金	11,544	16.8	11,302	14.3	△ 242
運 転 資 金	2,877	4.1	3,955	4.9	1,077
生活関連資金	41,201	60.2	49,402	63.0	8,201
そ の 他 資 金	12,697	18.5	13,706	17.4	1,008
合 計	68,323	100.0	78,369	100.0	10,045

⑥貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

業 種	令和 6 年度		7 年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
農 業	5,593	8.1	6,517	8.3	923
水 産 業	5	0.0	4	0.0	0
製 造 業	4,972	7.2	5,805	7.4	833
鉱 業	144	0.2	141	0.1	△ 2
建設業・不動産業	5,404	7.8	5,782	7.2	379
電気・ガス・熱供給・水道業	470	0.6	596	0.7	126
運 輸 ・ 通 信 業	1,797	2.6	2,002	2.5	204
金 融 ・ 保 険 業	1,261	1.8	2,136	2.7	875
卸売・小売・サービス業・飲食業	11,874	17.3	15,045	19.1	3,171
地 方 公 共 団 体	12,503	18.3	13,515	17.2	1,012
そ の 他	24,296	35.5	26,817	34.2	2,521
うち 個人	24,089	35.2	26,608	33.9	2,519
うち 法人	207	0.3	209	0.2	2
合 計	68,323		78,369		10,045

⑦主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和 6 年度	7 年度	増 減
農業			
穀作	534	488	△ 46
野菜・園芸	1,664	1,691	27
果樹・樹園農業	127	114	△ 13
養豚・肉牛・酪農	2,783	3,412	629
養鶏・養卵	66	59	△ 7
その他農業	143	145	2
農業関連団体	1,837	1,824	△ 13
合 計	7,155	7,737	582

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業生産法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係する事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営たる主たる業種が明確に位置づけられないもの、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別
〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	7年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	6,145	6,793	648
農 業 制 度 資 金	1,010	944	△ 66
うち農業近代化資金	905	872	△ 33
うちその他制度資金	104	71	△ 33
合 計	7,155	7,737	582

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJ Aが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

開示の対象となる取引はありません。

⑧農協法に基づく開示債権の残高および金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全残高

(単位：百万円)

債 権 区 分		債 権 額	保 全 額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	6年度	387	47	325	14	387
	7年度	892	76	804	11	892
危 険 債 権	6年度	120	4	115	-	120
	7年度	108	7	98	0	105
要 管 理 債 権	6年度	-	-	-	-	-
	7年度	-	-	-	-	-
三 月 以 上 延 滞 債 権	6年度	-	-	-	-	-
	7年度	-	-	-	-	-
貸 出 条 件 緩 和 債 権	6年度	-	-	-	-	-
	7年度	-	-	-	-	-
小 計	6年度	507	51	441	14	507
	7年度	1,000	83	903	11	997
正 常 債 権	6年度	67,851				
	7年度	77,441				
合 計	6年度	68,359				
	7年度	78,442				

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権
4. 「三月以上延滞債権」と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況
開示する取引はありません。

⑩貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和6年度					7年度				
	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	10	9	-	10	9	9	8	-	9	8
個別貸倒引当金	42	44	1	40	44	44	34	0	44	34
合 計	52	53	1	51	53	53	43	0	53	43

(注) 「期中減少額」の「目的使用」欄は、対象債権の償却処理に充てた額を記載してあります。
決算での洗い替え計上にかかる戻入額は「その他」に記載してあります。

⑪貸出金償却の額
該当する事項なし

(3) 内国為替取扱実績

(単位：千件、百万円)

種 類		令和6年度		7年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件数	72	282	76	281
	金額	125,485	153,933	131,548	158,324
代金取立為替	件数	0	-	0	-
	金額	59	-	11	-
雑 為 替	件数	6	5	5	4
	金額	7,659	4,642	8,078	5,269
合 計	件数	78	288	81	286
	金額	133,204	158,576	139,638	163,594

(4) 有価証券に関する指標

①種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	7年度	増 減
国 債	33	1,410	1,377
地 方 債	100	165	65
政 府 保 証 債	-	-	-
金 融 債	-	-	-
特 別 法 人 債	-	-	-
そ の 他 の 証 券	-	-	-
合 計	133	1,576	1,443

②商品有価証券種類別平均残高

当組合は、この取り扱いにかかわる業務を行っておりませんので、対象となる商品有価証券はありません。

③有価証券残存期間別残高

【令和6年度末】

(単位：百万円)

種 類	1年以内	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	-	-	300	-	-	-	-	300
地 方 債	-	-	-	-	100	-	-	100
政府保証債	-	-	-	-	-	-	-	-
金 融 債	-	-	-	-	-	-	-	-
特別法人債	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	-	-	-	-	-
貸付有価証券	-	-	-	-	-	-	-	-

【令和7年度末】

(単位：百万円)

種 類	1年以内	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	-	1,200	1,400	-	-	-	-	2,600
地 方 債	-	-	100	-	100	-	-	200
政府保証債	-	-	-	-	-	-	-	-
金 融 債	-	-	-	-	-	-	-	-
特別法人債	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	-	-	-	-	-
貸付有価証券	-	-	-	-	-	-	-	-

(5) 有価証券の時価情報等

①有価証券の時価情報等

(単位：百万円)

保有区分	令和6年度			7年度		
	取得価額	時価	評価損益	取得価額	時価	評価損益
売買目的	0	0	0	0	0	0
満期保有目的	400	392	△ 7	2,800	2,765	△ 34
その他	0	0	0	0	0	0
合計	400	392	△ 7	2,800	2,765	△ 34

- (注) 1. 時価は期末日における市場価格等によっております。
 2. 取得価額は、取得原価又は償却原価によっております。
 3. 売買目的有価証券については、時価を貸借対照表価額とし、評価損益については当期の損益に含めています。
 4. 満期保有目的の債券については、取得価額を貸借対照表価額として計上しております。
 5. その他有価証券については時価を貸借対照表価額としております。

②金銭の信託の時価情報等

開示の対象となる取引はありません。

③デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

開示の対象となる取引はありません。

(6) 預かり資産の状況

①投資信託残高（ファンドラップ含む）

(単位：百万円)

	令和6年度	7年度
投資信託残高 (ファンドラップ含む)	1,228	1631

(注) 投資信託残高（ファンドラップ含む）は「約定日基準」に基づく算出です。

②残高有り投資信託口座数

(単位：口座)

	令和6年度	7年度
残高有り投資信託 口座数	947	964

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：百万円、件)

種 類		令和6年度				7年度			
		件 数	新契約高	件 数	保有契約高	件 数	新契約高	件 数	保有契約高
生 命 系	終 身 共 済	883	4,340	21,710	122,637	1,236	6,811	21,318	117,076
	定期生命共済	114	846	725	6,167	58	511	741	6,233
	養老生命共済	109	481	8,345	39,127	129	624	7,187	33,156
	こども共済	68	163	4,147	9,202	88	198	3,956	8,844
	医 療 共 済	495	0	11,365	1,885	472	-	11,174	1,608
	が ん 共 済	101	-	2,556	578	558	-	2,769	522
	定期医療共済	-	-	357	268	-	-	333	258
	介 護 共 済	370	1,381	2,640	7,593	374	1,298	2,759	8,064
	認 知 症 共 済	13		229		6		226	
	生活障害共済	74		690		49		704	
	特定重度疾病共済	157		1,365		78		1,382	
	年 金 共 済	192	-	12,099	-	198	-	11,692	-
建 物 更 生 共 済		1,489	16,518	23,837	275,434	1,274	14,177	23,155	269,507
合 計		3,997	23,569	85,918	453,694	4,432	23,423	83,440	436,426

- (注) 1. 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む、死亡保障を伴わない共済を記載するときの金額欄は斜線。））を表示しています。
2. J A共済は、農業協同組合法に基づきJ AとJ A全共連で共同して事業を行っており、共済契約が満期を迎えられたり、万一事故がおきた場合に当J Aが負う共済責任につきましては、J A全共連がすべての共済責任を負うことになっています（短期共済も同様です）。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：百万円、件)

種 類		令和6年度				7年度			
		件 数	新契約高	件 数	保有契約高	件 数	新契約高	件 数	保有契約高
医 療 共 済		495	0	11,365	29	472	0	11,174	26
			59		880		52		924
が ん 共 済		101	0	2,556	14	558	0	2,769	12
			-		-		49		58
定 期 医 療 共 済		-	-	357	1	-	-	333	1
合 計		596	0	14,278	45	1,030	0	14,276	40
			59		880		101		982

- (注) 1. 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を表示しています。
 なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を表示しています。
2. 医療共済及びがん共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、定期医療共済の金額は入院共済金額です。

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：百万円、件)

種 類		令和6年度				7年度			
		件 数	新契約高	件 数	保有契約高	件 数	新契約高	件 数	保有契約高
介 護 共 済		370	1731	2,640	9,449	374	1,873	2,759	10,247
認 知 症 共 済		13	25	229	420	6	9	226	401
生活障害共済(一時金型)		72	436	607	3,423	45	295	622	3,565
生活障害共済(定期年金型)		2	2	33	88	4	4	82	89
特定重度疾病共済		157	273	1,365	2,208	78	122	1,382	2,194
合 計		614	2,468	4,924	15,591	507	2,305	5,071	16,498

- (注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を表示しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：百万円、件)

種 類	令和6年度				7年度			
	件 数	新契約高	件 数	保有契約高	件 数	新契約高	件 数	保有契約高
年 金 開 始 前	192	103	9,399	6,541	198	88	8,967	6,116
年 金 開 始 後	-	-	2,700	1,182	-	-	2,725	1,175
合 計	192	103	12,099	7,723	198	88	11,692	7,292

(注) 金額は、年金年額を表示しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：百万円、件)

種 類	令和6年度		7年度	
	件 数	契 約 高	件 数	契 約 高
火 災 共 済	3,832	45,582	3,943	46,843
自 動 車 共 済	31,440		31,652	
傷 害 共 済	20,086	121,415	18,528	119,488
定額定期生命共済	13	52	11	44
賠償責任共済	968		895	
自 賠 責 共 済	12,187		13,144	
計	68,526		68,173	

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額
(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。)を表示しています。

3. 農業・生活その他事業取扱実績

(1) 購買事業取扱実績

①受託購買品

該当する事項なし

②買取購買品

(単位：百万円)

種 類		取 扱 高	
		令和6年度	7年度
生産資材	肥料	477	512
	農薬	384	404
	飼料	1,883	1,120
	農業機械	250	290
	自動車(除く二輪)	166	148
	燃料	140	140
	その他	1,404	1,433
	小計	4,707	4,050
生活物資	食品	米	17
		生鮮食品	119
		一般食品	65
	衣料品		10
	耐久消費財		72
	日用保健雑貨		25
	家庭燃料		408
	その他		750
	直売所		115
	小計		1,586
合計		6,293	5,826

(注) 取扱高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(2) 販売事業取扱実績

①受託販売品

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	7年度
	取扱高	取扱高
米	960	2,083
麦	388	384
豆・雑穀	52	85
野菜	6,721	6,449
花き・花木	511	507
畜産物	10,240	8,299
林産物	27	19
直売所	304	275
その他	12	9
合計	19,218	18,114

(注) 取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

②買取販売品

該当する事項なし

(3) 保管事業取扱実績

(単位：百万円)

項 目		令和6年度	7年度
	保 管 料	36	36
	保 管 雑 収 入	1	1
	計	38	38
	保 管 雑 費	28	25
	計	28	25
差 引		9	13

(4) 利用事業取扱実績

(単位：百万円)

項 目		令和6年度	7年度
収 益	RC・CE等乾燥調製施設	201	244
	水稲育苗センター	104	123
	野 菜 選 果 場	204	192
	機 械 器 具	6	5
	精 米 ・ 製 粉	2	2
	野菜育苗センター	43	47
	そ の 他	0	1
	計	563	617
費 用	RC・CE等乾燥調製施設	151	181
	水稲育苗センター	72	79
	野 菜 選 果 場	88	86
	機 械 器 具	5	4
	精 米 ・ 製 粉	0	0
	野菜育苗センター	29	30
	そ の 他	0	0
	計	348	383
差 引		215	234

(5) 指導事業収支内訳

(単位：百万円)

項 目		令和6年度	7年度
収 入	指導事業補助金	38	11
	実 費 収 入	9	7
	計	47	18
支 出	営 農 改 善 費	59	33
	農 政 活 動 費	3	2
	生 活 改 善 費	0	0
	組 織 活 動 費	13	14
	教 育 広 報 費	1	2
	計	78	53
差 引		△ 31	△ 34

IV 経営諸指標

1. 利 益 率

(単位：％、ポイント)

項 目	令和6年度	7年度	増 減
総資産経常利益率	0.20	0.23	0.03
資本経常利益率	3.11	3.43	0.32
総資産当期純利益率	0.18	0.19	0.01
資本当期純利益率	2.82	2.82	0

(注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100

3. 総資産当期純利益率

＝当期剰余金(税引後)／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

4. 資本当期純利益率＝当期剰余金(税引後)／純資産勘定平均残高×100

5. 各種利益率の算出に用いる平均残高については、システム変更に伴い算出方法が異なります。

令和6年度は日平均残高、令和7年度は月平均残高により算定しております。

2. 貯貸率・貯証率

(単位：％、ポイント)

項 目		令和6年度	7年度	増 減
貯 貸 率	期 末	28.17	31.82	3.65
	期中平均	26.77	30.65	3.88
貯 証 率	期 末	0.16	1.13	0.97
	期中平均	0.05	0.66	0.61

(注) 1. 貯貸率(期 末)＝貸出金残高／貯金残高×100

2. 貯貸率(期中平均)＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100

3. 貯証率(期 末)＝有価証券残高／貯金残高×100

4. 貯証率(期中平均)＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

5. 貯貸率および貯証率の期中平均算出に用いる平均残高については、システム変更に伴い算出方法が異なります。

令和6年度は日平均残高、令和7年度は月平均残高により算定しております。

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	18,305,352	18,624,803
うち、出資金及び資本準備金の額	3,864,718	3,770,813
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	14,508,062	14,988,753
うち、外部流出予定額 (△)	37,235	105,599
うち、上記以外に該当するものの額	▲ 30,193	▲ 29,165
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	9,041	8,612
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	9,041	8,612
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	18,314,393	18,633,415
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	6,542	5,755
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	6,542	5,755
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	6,542	5,755

項 目	令和6年度	令和7年度
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	18,307,850	18,627,660
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	98,840,270	99,912,175
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）		－
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	－	
うち、他の金融機関等向けのエクスポージャー	－	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	－	
うち、上記以外に該当するものの額	－	
マーケット・リスク相当額の合計額を8％で除して得た額		－
勘定間の振替分		－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8％で除して得た額	6,492,589	2,976,170
信用リスク・アセット調整額	－	
フロア調整額		－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	105,332,860	102,888,345
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	17.38%	18.10%

- （注） 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成27年金融庁・農水省告示第7号）に基づき算出しており
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては、標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては標準的手法で算出しており、算出に使用するILMについて令和7年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

信用リスク・アセット		令和6年度		
		エクスポージャー の 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	現金	1,428,223	－	－
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	300,738	－	－
	外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－
	国際決済銀行等向け	－	－	－
	我が国の地方公共団体向け	12,625,821	－	－
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－
	国際開発銀行向け	－	－	－
	地方公共団体金融機関向け	－	－	－
	我が国の政府関係機関向け	－	－	－
	地方三公社向け	－	－	－
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	171,771,148	34,354,229	1,374,169
	法人等向け	27,360	3,071	122
	中小企業等向け及び個人向け	13,861,306	3,879,934	155,197
	抵当権付住宅ローン	4,171,682	928,519	37,140
	不動産取得等事業向け	3,612,087	3,597,623	143,904
	三月以上延滞等	57,509	33,195	1,327
	取立未済手形	33,119	6,623	264
	信用保証協会等保証付	31,908,180	3,170,947	126,837
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－
	共済約款貸付	394	－	－
	出資等	1,215,213	1,215,213	48,608
	(うち出資等のエクスポージャー)	1,215,213	1,215,213	48,608
	(うち重要な出資のエクスポージャー)	－	－	－
	上記以外	25,940,343	51,650,911	2,066,036
	(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	－	－	－
	(うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	17,082,930	42,707,325	1,708,293
	(うち特定項目のうち調整項目に参入されない部分に係るエクスポージャー)	58,872	147,181	5,887
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	－	－	－

信用リスク・アセット		令和6年度		
		エクスポージャー の 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-
	(うち上記以外のエクスポージャー)	8,798,540	8,796,404	351,856
	証券化	-	-	-
	(うちSTC要件適用分)	-	-	-
	(うち非STC要件適用分)	-	-	-
	再証券化	-	-	-
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-
	(うちルックスルー方式)	-	-	-
	(うちマンデート方式)	-	-	-
	(うち蓋然性方式250%)	-	-	-
	(うち蓋然性方式400%)	-	-	-
	(うちフォールバック方式)	-	-	-
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	266,953,128	98,840,270	3,953,610
	CVAリスク相当額÷8%	-	-	-
	中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-
	合計(信用リスク・セットの額)	266,953,128	98,840,270	3,953,610
	オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
		6,492,589		259,703
	所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 c		所要自己資本額 d=c×4%
		105,332,860		4,213,314

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接生産参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

(粗利益(正の値の場合に限る)×15%)の直近3年間の合計額

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

②信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本比率の額
ならびに区分ごとの内訳

(単位：千円)

		令和7年度		
		エクスポージャー の 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	現金	1,325,028	－	－
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,608,266	－	－
	外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－
	国際決済銀行等向け	－	－	－
	我が国の地方公共団体向け	13,741,184	－	－
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－
	国際開発銀行向け	－	－	－
	地方公共団体金融機構向け	－	－	－
	我が国の政府関係機関向け	－	－	－
	地方三公社向け	－	－	－
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	163,620,861	32,726,372	1,309,054
	（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	－	－	－
	カバード・ボンド向け	－	－	－
	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	3,153	3,153	126
	（うち特定貸付債権向け）	－	－	－
	中堅中小企業等向け及び個人向け	12,560,691	4,353,316	174,132
	（うちトランザクター向け）	3,060	1,377	55
	不動産関連向け	17,608,587	6,280,081	251,203
	（うち自己居住用不動産等向け）	12,742,760	2,728,820	109,152
	（うち賃貸用不動産向け）	4,865,827	3,551,261	142,050
	（うち事業用不動産関連向け）	－	－	－
	（うちその他不動産関連向け）	－	－	－
	（うちADC向け）	－	－	－
	劣後債券及びその他資本性証券等	－	－	－
	延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	130,084	77,933	3,117
	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	2,077	2,077	83
	取立未済手形	55,367	11,073	442
	信用保証協会等による保証付	33,101,585	3,293,714	131,748
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－
	株式等	1,215,213	1,215,213	48,608
	共済約款貸付	394	－	－

		令和7年度		
		エクスポージャー の 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	上記以外	25,164,917	51,949,237	2,077,969
	(うち重要な出資のエクスポージャー)	－	－	－
	(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	－	－	－
	(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	17,793,567	44,483,919	1,779,356
	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	62,790	156,975	6,279
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	－	－	－
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	－	－	－
	(うち上記以外のエクスポージャー)	7,308,559	7,308,342	292,333
	証券化	－	－	－
	(うちSTC要件適用分)	－	－	－
	(短期STC要件適用分)	－	－	－
	(うち不良債権証券化適用分)	－	－	－
	(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	－	－	－
	再証券化	－	－	－
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	－	－	－
	(うちルックスルー方式)	－	－	－
	(うちマンドレート方式)	－	－	－
	(うち蓋然性方式250%)	－	－	－
	(うち蓋然性方式400%)	－	－	－
	(うちフォールバック方式)	－	－	－
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	－	－	－
	標準的手法を運用するエクスポージャー別計	271,137,412	99,912,175	3,996,487
	CVAリスク相当額÷8% (簡便法)	－	－	－
	中央清算期間関連エクスポージャー	－	－	－
	合計(信用リスク・セットの額)	271,137,412	99,912,175	3,996,487
	マーケット・リスク に対する所要自己資本の額	マーケット・リスク相当額の合計額を 8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
	<簡易方式又は標準的方式>	－		－
	オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額	オペレーショナル・リスク相当 額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
	<標準的計測手法>	2,976,170		119,046
	所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 b=a×4%
		102,888,345		4,115,533

③オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：千円)

	令和7年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	2,976,170
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	119,046
BI	1,984,113
BIC	238,093

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

3. 信用リスクに関する事項

①標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみを使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

- ・株式会社格付投資情報センター（R&I）
- ・株式会社日本格付研究所（JCR）
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
- ・S&Pグローバルレーティング（S&P）
- ・フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適合格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

②信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業務別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：千円）

項 目		令和6年度				令和7年度			
		信用リスクに				信用リスクに			
		関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー
法人	農 業	1,729,158	1,712,459	－	16,699	2,139,376	2,135,888	－	4,218
	林 業	－	－	－	－	－	－	－	－
	水産業	－	－	－	－	－	－	－	－
	製造業	－	－	－	－	－	－	－	－
	鉱 業	－	－	－	－	－	－	－	－
	建設・不動産業	205,220	205,220	－	－	195,315	195,315	－	－
	電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－
	運輸・通信業	－	－	－	－	－	－	－	－
	金融・保険業	172,615,148	844,000	－	－	181,414,428	1,554,637	－	－
	卸売・小売・飲食・サービス業	188	188	－	－	－	－	－	－
	日本国政府・地方公共団体	12,926,560	12,525,752	400,807	－	16,349,451	13,540,977	2,808,473	－
	上記以外	207,653	207,653	－	9,968	1,435,357	164,777	－	－
	個 人	52,887,131	52,863,883	－	30,841	60,887,149	60,857,453	－	127,943
その他		26,382,066	－	－	－	8,716,334	－	－	－
業種別残高計		266,953,128	68,359,159	400,807	57,509	271,137,412	78,449,050	2,808,473	132,162
	1年以下	172,030,736	270,590	－		163,873,562	263,704	－	
	1年超3年以下	1,147,591	1,147,591	－		2,401,385	1,197,873	1,203,511	
	3年超5年以下	2,056,911	1,756,172	300,738		3,563,298	2,058,406	1,504,892	
	5年超7年以下	3,402,352	3,402,352	－		3,378,755	3,378,755	－	
	7年超10年以下	4,755,359	4,655,290	100,068		8,798,601	8,698,532	100,068	
	10年超	56,104,283	56,104,283	－		62,331,040	62,331,040	－	
	期限の定めのないもの	27,455,894	1,022,878	－		26,790,768	520,737	－	
	残存期間別残高計	266,953,128	68,359,159	400,807		271,137,412	78,449,050	2,808,473	

（注）

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「貸出金等」とは、貸出金のほかコミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残高も含めています。
- 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
- 当組合では、国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。
- 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

項 目		令和 6 年度						令和 7 年度					
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
一般貸倒引当金		10,408	9,041	—	10,408	9,041		9,041	8,612	—	9,041	8,612	
個別貸倒引当金		42,059	44,034	1,119	40,940	44,034		44,034	34,756	18	44,015	34,756	
法人	農 業	7,398	9,793	—	7,398	9,793	—	9,793	4,235	—	9,793	4,235	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱 供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲 食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上記以外	12,402	10,519	—	12,402	10,519	—	10,519	—	—	10,519	—	—
個 人		22,258	23,720	1,119	21,138	23,720	—	23,720	30,520	18	23,702	30,520	—
業種別計		42,059	44,034	1,119	40,940	44,034	—	44,034	34,756	18	44,015	34,756	—

(注) 当組合では、国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

④信用リスク・アセット残高内訳表

[令和7年度]

(単位：千円, %)

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値
		オン・バランス 資産項目 A	オフ・バランス 資産項目 B	オン・バランス 資産項目 C	オフ・バランス 資産項目 D	信用リスク・ア セットの額 E	
							F(=E/(C+D))
現金	0	1,325,028	-	1,325,028	-	-	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	2,608,266	-	2,608,266	-	-	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	0	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	0	13,741,184	-	13,741,184	-	-	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	0～150	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	10～20	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	10～20	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	20	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	163,620,861	-	163,620,861	-	32,726,372	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	10～100	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	3,153	-	3,153	-	3,153	100
（うち特定貸付債権向け）	20～150	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	12,554,306	63,850	12,086,751	6,385	4,353,316	36
（うちトランザクター向け）	45	-	30,600	-	3,060	1,377	45
不動産関連向け	20～150	17,608,269	-	17,261,678	-	6,280,081	36
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	12,742,441	-	12,403,431	-	2,728,820	22
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	4,865,827	-	4,858,246	-	3,551,261	73
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	-	-	-	-	-	-
（うちその他不動産関連向け）	60	-	-	-	-	-	-
（うちADC向け）	100～150	-	-	-	-	-	-
劣後債券及びその他資本性証券等	150	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50～150	95,864	-	91,964	-	77,933	85
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	2,077	-	2,077	-	2,077	100
取立未済手形	20	55,367	-	55,367	-	11,073	20
信用保証協会等による保証付	0～10	33,101,585	-	32,937,133	-	3,293,714	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	-	-	-	-	-	-
株式等	250～400	1,215,213	-	1,215,213	-	1,215,213	0
共済約款貸付	0	394	-	394	-	-	100
上記以外	100～1250	25,164,700	-	25,164,700	-	51,949,237	206
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	-	-	-	-	-	-
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するものの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400	-	-	-	-	-	-
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	17,793,567	-	17,793,567	-	44,483,919	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	62,790	-	62,790	-	156,975	250
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	250	-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	-	-	-	-	-	-
（うち右記以外のエクスポージャー）	100	7,308,342	-	7,308,342	-	7,308,342	100

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減		CCF・信用リスク削減			リスク・ウェイトの加重平均値
		効果適用前		効果適用後			
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
証券化	-	-	-	-	-	-	-
（うちSTC要件適用分）	-	-	-	-	-	-	-
（短期STC要件適用分）	-	-	-	-	-	-	-
（うち不良債権証券化適用分）	-	-	-	-	-	-	-
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	-	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-
未決済取引	-	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	-	-	-	-	-	-	-
合計（信用リスク・アセットの額）	-	-	-	-	-	99,912,175	-

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年度については、記載しておりません。

⑤ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

〔令和7年度〕 (単位:百万円)

項目	信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)									
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計			
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,608	-	-	-	-	0	2,608			
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-			
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-			
我が国の地方公共団体向け	13,741	-	-	-	-	0	13,741			
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-			
地方公共団体金融機関向け	-	-	-	-	-	-	-			
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-			
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-			
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-			
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	163,609	-	11	-	-	0	163,620			
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	-	-	-	-	-	-	-			
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-			
法人等向け	-	-	-	-	-	-	-			
(特定貸付債権向けを含む。)	-	-	-	-	-	-	-			
(うち特定貸付債権向け)	-	-	-	-	-	-	-			
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-			
株式等	-	-	-	-	-	-	-			
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-			
(うちトランザクター向け)	-	-	-	-	-	-	-			
不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-			
うち自己居住用不動産等向け	-	-	-	-	-	-	-			
うち賃貸用不動産等向け	-	-	-	-	-	-	-			
うち事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-			
うちその他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-			
うちA D C向け	-	-	-	-	-	-	-			
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く)	-	-	-	-	-	-	-			
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-			
現金	-	-	-	-	-	-	-			
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-			
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-			
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-			
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-	-			

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年度については、記載しておりません。

⑥信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高
(単位：千円)

項 目		令和6年度		
		格付あり	格付なし	計
信用リスク 削減効果勘案 後残高	リスク・ウェイト0%	—	15,377,228	15,377,228
	リスク・ウェイト2%	—	—	—
	リスク・ウェイト4%	—	—	—
	リスク・ウェイト10%	—	31,709,460	31,709,460
	リスク・ウェイト20%	—	186,029,207	186,029,207
	リスク・ウェイト35%	—	716,080	716,080
	リスク・ウェイト50%	—	72,521	72,521
	リスク・ウェイト75%	—	2,250,806	2,250,806
	リスク・ウェイト100%	—	13,622,459	13,622,459
	リスク・ウェイト150%	—	33,562	33,562
	リスク・ウェイト250%	—	17,141,802	17,141,802
	その他	—	—	—
リスク・ウェイト1250%		—	—	—
計		—	266,953,128	266,953,128

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。
なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又は、クレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑦ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表
（単位：千円）

リスク・ウェイト区分	令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額および 与信相当額の合 計額 (CCF・信用リス ク削減効果適用 後)
	オン・バランス	オフ・バランス		
	資産項目	資産項目		
40%未満	237,529,479			236,576,053
40%～70%	1,132,461	30,600	10%	1,133,840
75%	3,124,746	27,593	10%	3,111,523
80%				
85%	132,131			132,131
90%～100%	1,351,290			1,351,290
105%～130%	1,404,632			1,403,225
150%	30,253			30,253
250%	1,215,213			1,215,213
400%				
1250%				
その他	11,362	5,657	10%	1,926
合計	245,931,571	63,850	10%	244,955,459

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」に定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	令和6年度	
	適格金融	保 証
	資産担保	
地方公共団体金融機構向け	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-
地方三公社向け	-	-
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	-	-
法人等向け	-	-
中小企業等向け及び個人向け	27,623	10,886,295
抵当権住宅ローン	-	3,389,457
不動産取得等事業向け	-	-
三月以上延滞等	-	-
証券化	-	-
上記以外	-	-
合 計	27,623	14,275,753

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

(単位：千円)

区 分	令和7年度	
	適格金融	保 証
	資産担保	
地方公共団体金融機構向け	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－
地方三公社向け	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	36,239	9,149,411
自己居住用不動産等向け	4,143	10,739,539
賃貸用不動産向け	－	－
事業用不動産関連向け	－	－
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	－	36,378
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	－
証券化	－	－
中央清算機関関連	－	－
上記以外	－	－
合 計	40,383	19,925,328

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座借越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

○リスク管理方針および手続きの概要

「オペレーショナル・リスク」とは、役職員が関係法令・定款・業務方法書・事務規定・要領等に定められたとおりの事務処理を行うことを怠ること、あるいは事故・不正等を起こすことにより、当組合が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、以下の内容によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

○リスク管理の方法

業務プロセスにかかる事務リスクは「自主検査要領」に基づく自主点検結果をふまえた臨店指導や事務マニュアルの整備、事務研修会の実施等により管理しています。

人的要因にかかるリスクは、「連続職場離脱実施要領」に基づく連続職場離脱の実績、教育研修計画の進捗状況の確認により管理しています。

また、不祥事案、苦情等の案件についてはリスク管理室において管理し、「不祥事対応要領」、「苦情等対応要領」により調査・報告を行っております。

なお、不祥事案等該当しない事務ミス等についてはリスク管理室で管理し、「事務リスク管理要領」により報告・対応を行っております。

・リスク管理体制

統括部署：リスク管理室

協議検討機関：コンプライアンス委員会

○事務リスク管理（事務リスク管理要領）

「事務リスク」とは、役職員が関係法令・定款・業務方法書・事務規定、要領等に定められたとおりの事務処理を行うことを怠ること、あるいは事故・不正等を起こすことにより、当組合が損失を被るリスクをいいます。

□事務リスク管理態勢

事務所管部署は、事務リスクを適正に管理するため、次の事項を行っております。

- 1 事務ミス等の予防
- 2 事務ミス等の発生時における対応
- 3 事務ミス等の再発防止・定着確認
- 4 事務規定等の廃改の周知

リスク管理部署は、事務リスク全体を統括・管理する部署として、各部署と連携のもと事務体制を整備するとともに、事務リスク管理態勢の改善に向けて再発防止策等の検証を行います。

・事務リスクを管理する部署等

事務所管部署：本所機能を有する事務の統括部署

リスク管理部署：リスク管理室

○システムリスク管理（情報セキュリティ基本規程）

「リスク」とは、想定される脅威（情報資産に損害を与える要因をいう。）が、情報資産に対して損害を与える可能性をいいます。

・システムリスク管理態勢

システムリスクについて代表理事をはじめ、役職員がその重要性を十分認識し、定期的なレビューを行います。

1 代表理事は、システム障害やサイバーセキュリティ事案（以下「システム障害等」という。）の未然防止と発生時の迅速な復旧対応について、経営上の重大な課題と認識し、態勢を整備します。

2 理事会は、コンピュータシステムのネットワーク化の進展等により、リスクが顕在化した場合、その影響が連鎖し、広域化・深刻化する傾向にある等、経営に重大な影響を与える可能性があることを十分踏まえ、リスク管理態勢を整備し、適宜見直しを行います。

3 部門管理者は、自室部が保有する対象情報資産について情報資産台帳の作成により把握し、定期的にリスク評価を実施いたします。

4 事務管理者は、法務、その他の関係部門長と協議のうえ、室部がリスク評価を実施するために必要な事項等を定めた基準を作成し、委員会の審議に付します。

5 事務管理者は、委員会の審議の結果に従い、前項の基準を制定し、この周知徹底、運用および見直し、改善を図ります。

6 部門管理者は、前項に基づき制定された基準に従い、自室部においてリスク評価の周知徹底、実施、運用を行い、自室部の役職員等への指示を行います。

7 情報セキュリティ監査部門は、リスクが多様化していることを踏まえ、定期的に又は適時にリスクの認識・評価を行います。

8 情報システム管理者は、洗い出したリスクに対し、十分な対応策を講じ、委員会に付議します。

◇B Iの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

◇I L Mの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、B Iの算出から除外した事業部門の有無該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、B Iの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）該当ありません。

8. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

①出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めている、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

②出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

区 分	令和 6 年度		令和 7 年度	
	貸借対照表 計上額	時価評価額	貸借対照表 計上額	時価評価額
上 場	-	-	-	-
非上場	17,454,143	17,454,143	17,454,143	17,454,143
合 計	17,454,143	17,454,143	17,454,143	17,454,143

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：千円)

令和 6 年度			令和 7 年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

④貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：千円)

令和 6 年度		令和 7 年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

9. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

10. 金利リスクに関する事項

①金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当ＪＡでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理要領」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続は以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当ＪＡでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当ＪＡは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

- ・当ＪＡでは、経済価値ベースの金利リスク量（ $\angle$ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の３シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定額貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローを含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・内部モデルの使用等、 $\angle$ EVEおよび $\angle$ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

②金利リスクに関する事項

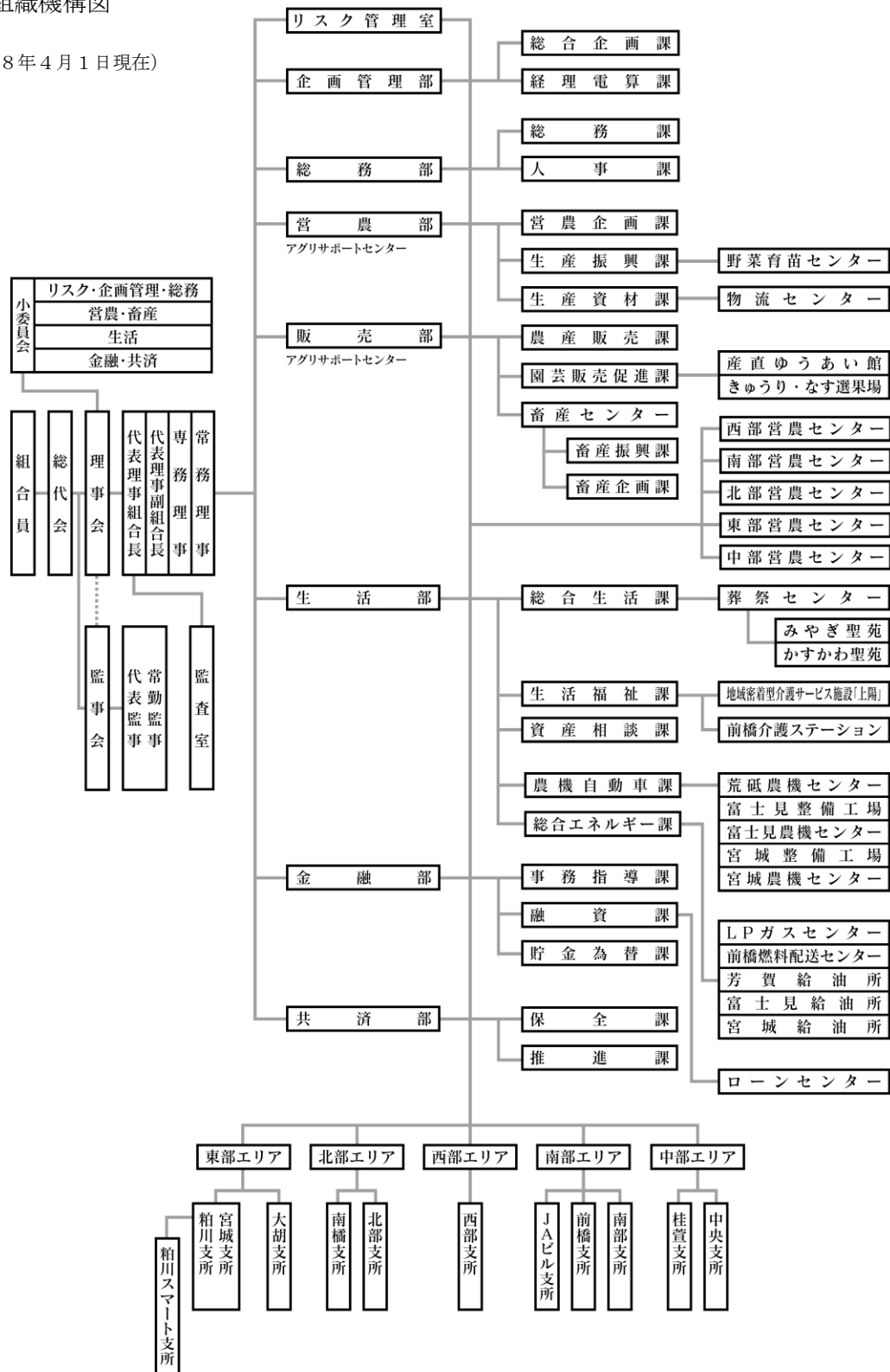
(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	101	0	115	0
2	下方パラレルシフト	0	0	0	43
3	スティープ化	371	345		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	229	407		
7	最大化	371	407	115	43
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	18,627		18,307	

【JAの概要】

1. 組織機構図

(令和8年4月1日現在)



2. 役員一覧

(令和8年6月1日現在)

役 職 名	氏 名	常・非常勤の別	代表権の有無	備 考
代表理事組合長	矢 端 幹 男	常勤	有	
代表理事副組合長	岡 庭 英 樹	常勤	有	
専 務 理 事	粕 川 良 順	常勤	無	実務精通者、リスク・企画管理担当
常 務 理 事	小 暮 則 行	常勤	無	実務精通者、営農・畜産・生活担当
常 務 理 事	高 山 豪	常勤	無	実務精通者、金融担当
理 事	奈 良 哲 男	非常勤	無	
〃	橋 本 正 勝	非常勤	無	
〃	駒 井 喜 美 男	非常勤	無	
〃	角 田 堅 志	非常勤	無	
〃	横 堀 功	非常勤	無	
〃	田 中 敏 弘	非常勤	無	
〃	富 澤 稔	非常勤	無	
〃	森 良 弘	非常勤	無	
〃	村 岡 浩	非常勤	無	職員兼務理事
〃	松 嶋 辰 夫	非常勤	無	
〃	高 田 聡	非常勤	無	
〃	横 澤 貞 男	非常勤	無	
〃	阿 久 澤 栄 一	非常勤	無	
〃	金 井 清 美	非常勤	無	
〃	山 田 真 由 美	非常勤	無	
〃	町 田 千 穂	非常勤	無	
〃	高 橋 千 佳 子	非常勤	無	
〃	金 子 正 宜	非常勤	無	
〃	細 野 厚 子	非常勤	無	
代 表 監 事	登 坂 和 嗣	非常勤	無	
常 勤 監 事	阿 久 澤 浩 一	常勤	無	実務精通者
監 事	阿 佐 美 菊 男	非常勤	無	
〃	福 田 勝 己	非常勤	無	
〃	深 津 徹	非常勤	無	員外監事

3. 会計監査人の名称

みのり監査法人(令和8年6月現在) 所在地：東京都港区芝5-29-11 G-BASE田町14階

4. 組合員数

(単位：人、団体)

資格区分		令和6年度	7年度	増減
正組合員	個人	9,854	9,554	△ 300
	法人			
	農事組合法人	38	38	0
	その他の法人	108	108	0
准組合員	個人	13,961	14,404	443
	農業協同組合	0	0	0
	農事組合法人	5	5	0
	その他の団体	312	304	△ 8
合 計		24,278	24,413	135

5. 組合員組織

(令和8年2月28日現在)

組 織 名	構成員数
農 事 支 部	6,190 人
養 蚕 組 織	8 人
青 年 部	62 人
女 性 組 織	654 人
養 豚 部 会	19 人
肉 牛 肥 育 部 会	23 人
酪 農 振 興 部 会	76 人
和 牛 改 良 組 合	26 人
年 金 友 の 会	11,327 人
青 色 申 告 会	582 人
園 芸 協 議 会	1,078 人
産 直 部 会	572 人

(注) 当組合の組合員組織を記載しています。

6. 特定信用事業代理業者の状況

該当する事項はありません

7. 地区一覧

前橋市

8. 店舗一覧

(令和8年6月1日現在)

店 舗 名	住 所	電 話 番 号	C D ・ A T M 設 置 台 数
中 央 支 所	前橋市富田町2401-5	261-0219	1 台
前 橋 支 所	前橋市天川原町1-3-3	223-7411	1
南 部 支 所	前橋市鶴光路町200-1	265-0956	1
南 橋 支 所	前橋市青柳町339-1	231-2686	1
桂 萱 支 所	前橋市上泉町667-6	231-2285	1
西 部 支 所	前橋市元総社町1-25-1	251-2487	1
北 部 支 所	前橋市富士見町田島259-1	288-2233	1
大 胡 支 所	前橋市大胡町61	283-2027	1
宮城支所・粕川支所	前橋市鼻毛石町198-11	283-2501	1
粕川スマート支所	前橋市粕川町西田面216-1	285-3111	1
J A ビ ル 支 所	前橋市亀里町1310	220-2150	1

店舗外C D ・ A T M設置台数 12 台

粕川支所の金融・共済店舗は、宮城支所・粕川支所店舗内店舗として営業しております。

9. 沿革・歩み

昭和62年	10月	前橋市内12JA合併研究会設立
平成4年	6月	前橋市内農協合併推進協議会設立
	7月	新JAの名称決定
	9月	合併予備契約調印式
	10月	12JAで合併臨時総会開催
平成5年	3月	JA前橋市発足
	5月	青年部協議会設立
	5月	年金友の会設立
	7月	婦人部協議会設立
	8月	園芸部協議会設立
	11月	JA前橋市営農センター等建設委員会設置
平成6年	2月	「食材センター」オープン
	3月	JA前橋市営農振興計画書策定
	5月	理事会小委員会設置
	8月	農事支部長連絡協議会設立
	10月	宅地建物取引業免許取得
平成7年	4月	「JAふれあい菜園」開園式
	4月	まちづくりマスタープラン策定
	11月	契約栽培米推進事業スタート
平成8年	2月	「旅行センター」オープン
	2月	キュウリ共販部会設立
	4月	第1次中期計画（ステップアップ21）策定
	6月	農業災害対策委員会設立
	7月	農業振興協議会設立
	8月	農業青色申告会連絡協議会設立
	11月	「本所・営農センター」竣工記念式典
	12月	前橋産キュウリ“群馬県ブランド産地”指定
	12月	産直部会発足
平成9年	4月	農業情報ネットワーク「JAMネット」設立
	4月	高齢者福祉組織「つくし会」設立
	6月	LPガス保安管理センター設置
	6月	「野菜集配送センター」竣工式
	7月	農畜産物直売所「ゆうあい館」竣工式
平成10年	6月	高度情報化対策（ノート型パソコン貸出）開始
	7月	つくし会 有償在宅サービス事業開始
	11月	野菜育苗施設竣工式
	12月	高齢者福祉計画＝JA高齢社会（これから）プラン策定
平成11年	4月	高齢者福祉事業（行政委託型の訪問介護）開始
	6月	JAMネット会員宅へパソコン設置
平成12年	4月	ヘルパーステーションを本所内に設置
平成13年	2月	営農支援センター（無料職業紹介所）設置
	6月	居宅介護支援事業開始
平成14年	2月	前橋広域圏内5JA「合併推進協議会」設立
	3月	「前橋広域圏内JA合併選任事務局」設置
	7月	前橋広域圏内5JA合併予備契約調印式
	11月	米麦流通合理化施設（低温倉庫）起工式
平成15年	3月	新生「JA前橋市」発足
	3月	畜産部新設 養蚕連絡協議会設立
	4月	新青年部協議会設立
	5月	確定拠出年金取扱開始
	6月	米麦流通合理化低温倉庫 稼動
	7月	本所アグリサポートセンター竣工式
	9月	信用事業新システム「JASTEM」稼動
平成16年	1月	経営管理情報システム「コンパスJA」開通
	3月	繁殖和牛部会設立
	9月	養豚部会設立
平成17年	4月	肉牛肥育部会設立
平成18年	6月	和牛改良組合設立
	7月	酪農振興部会設立
平成19年	2月	集落営農組織連絡協議会設立
	9月	JA前橋市出張所体制再構築事業開始
平成20年	2月	農畜産物直売所「産直ゆうあい館」駐車場整備
	2月	職員駐車場整備
	12月	Aコープ宮城店を(株)エーコープ関東へ経営移譲

平成21年 2月	出張所統廃合実施 (上北出張所を南部支所、時沢出張所を小暮出張所、石井出張所を富士見支所、月田出張所を粕川支所にそれぞれ統合)
2月	小暮出張所新築建て替え
11月	第1回農業支援講座開講
平成22年 3月	農機事業を全農群馬県本部と協同事業とする取り組みを開始
4月	富士見SS、全農群馬県本部と一体化事業として取り組み開始(セルフ化)
9月	上川刈SS・南部SS、全農群馬県本部と一体化事業として取り組み開始
平成23年 8月	「JAビル支所」開所
平成24年 1月	物流事業を全農群馬県本部へ委託(県広域物流)
平成24年 4月	荒砥SS・芳賀SS・宮城SS・粕川SS、全農群馬県本部と一体化事業として取り組み開始
平成24年 5月	地域密着型多機能介護サービス施設「上陽」開所
平成25年11月	JA前橋市創立20周年記念式典開催
平成26年 4月	災害支援対策課設立
平成27年 4月	営農経済事業の統合 (前橋支所営農経済課を上川刈支所営農経済課に統合)
平成27年 6月	西部営農センター設立 (東・元総社・総社・清里支所各営農経済課統合)
平成28年 8月	JA前橋市女性大学開校
平成28年10月	JA前橋市富士見支所新築建て替え
平成30年 2月	赤城の恵ブランド認証(上州牛まえばし)
平成30年 3月	JA前橋市きゅうり・なす選果場竣工
平成30年 7月	JA前橋市産直ゆうあい館リニューアルオープン
平成30年 7月	JA前橋市女性大学・第1期生卒業式
平成30年 8月	JA前橋市女性大学・第2期生入学式
平成31年 2月	JA前橋市臨時総代会開催(支所・営農施設再編計画)
令和元年 8月	南部支所・南部営農センターオープン (上川刈支所と南部支所を統合) 北部支所・北部営農センターオープン (芳賀支所・富士見支所・小暮出張所及び南橋支所営農経済課を統合)
令和2年 8月	東部営農センターオープン (宮城・大胡・粕川支所各営農経済課統合)
令和2年10月	JA前橋市女性大学・第2期生卒業式
令和3年 1月	西部支所オープン (東・元総社・総社・清里支所統合)
令和3年 3月	西部営農センターリニューアルオープン
令和3年 8月	中部営農センターオープン (木瀬・荒砥・桂萱支所各営農経済課統合)
令和3年11月	JA前橋市女性大学・第3期生入学式
令和5年 4月	粕川スマート支所オープン
令和5年 4月	宮城支所粕川支所統合
令和5年 7月	中央支所オープン
令和5年10月	JA前橋市女性大学・第3期生卒業式
令和5年12月	JA前橋市女性大学・第4期生入学式
令和7年12月	JA前橋市女性大学・第4期生卒業式